

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり	
施策	①介護サービス等の充実	実施計画掲載頁	109頁
対応する 主な課題	<p>○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>○介護サービスの利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービスの適正な給付及びサービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p>○高齢社会が進行する中、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設等の整備充実を図る必要がある。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
○介護保険サービスの提供			
1	介護保険事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	92,090	順調
2	介護給付費等負担事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	14,518,171	順調
3	介護サービス事業者指導・支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	29,293	順調
4	地域包括支援センター体制強化事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	4,900	やや遅れ

○介護サービス等に携わる人材育成					
5	介護支援専門員資質向上事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	42,646	順調		○介護支援専門員実務研修(173人)、専門研修課程(Ⅰ・Ⅱ)(362人)、主任介護支援専門員研修(45人)、主任介護支援専門員更新研修(90人)、更新研修(再研修)(108人)を実施した。また、一部科目に通信講義を導入し離島からの受講に配慮した取り組みを行った。(5)
6	訪問介護員資質向上推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	2,190	順調		○訪問介護職員の資質向上を目的として、サービス提供責任者38人及び訪問介護員等の現任の介護職員185人に対する研修(認知症介護、腰痛予防、ストレスマネジメント等)を実施した。(6)
○老人福祉施設の整備促進					
7	老人福祉施設等整備 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	483,033	順調		○施設の整備にあたり、早期に工事着手できるように、建築確認・開発許可申請と平行して補助金交付決定等の手続きを行ったうえ、広域型特別養護老人ホーム改築整備のため、2カ年事業として、平成28年度は社会福祉法人(2法人)に対し所要の手続き(交付決定等)を行ったほか、地域密着型特別養護老人ホーム等整備のため、4市町村に対して補助(2施設分はH29年度へ繰り越し)し、また、既存の養護老人ホームを一部視覚障害者に配慮した改修等を行う1法人へ補助した。(7)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	介護支援専門員養成数	4,735人 (23年度)	6,067人 (28年度)	5,885人	1,332人	545,801人 (23年度)
	状況説明	平成28年度の介護支援専門員養成数は、累計で6,067人となり、平成28年度目標値(5,885人)を達成した。介護支援専門員の増によって、介護支援専門員1人当たりの負担を軽減することでサービスの適正な給付に寄与している。今後もさらなる養成人数の増加に向けて取り組む。				
2	介護老人福祉施設定員数	4,065人 (22年)	4,599人 (28年度)	4,599人	534人	449,010人 (25年)
	状況説明	目標値4,599人に対して、現状値4,599人となっており、目標を達成する事ができた。それにより、介護老人福祉施設等の整備充実を図ることができた。				
3	介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (23年3月)	81.6% (28年12月)	81.9%	△0.3ポイント	82.0% (28年12月)
	状況説明	介護認定を受けていない高齢者の割合は、前期目標の81.9%に対し、現状値は81.6%とし0.3ポイントの低下となっているが、全国は基準年より1.1ポイントの低下となっていることから、県の取組に関し、一定の効果が見られたと考える。 高齢になるほど介護認定を受ける割合が高くなることから、後期高齢者(75歳以上)人口の増加と共に、介護認定を受ける割合も増加している。引き続き介護予防事業等の実施に取り組むことで、介護を必要としない高齢者の割合を維持出来るよう努める。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
	25年度	26年度	27年度		
実地指導の実施率	10.3% (25年)	11.8% (26年)	14.1% (27年)	↗	16.8% (27年)
テーマ別技術向上研修受講者数	180人 (26年度)	230人 (27年度)	185人 (28年度)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○介護保険サービスの提供

- ・介護保険事業においては、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る相談・苦情を受け付けて対応しているところがあるが、相談者本人が求める内容について、保険者である市町村から納得できる説明を受けていないという心情が、不服申立の提起に至るケースがある。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業については、介護サービス事業者の指導担当と指定担当が同一班であり、年々増加する介護サービス事業所等の指定等に対応し業務量が増加しているため、業務負担の改善を図る必要がある。また、平成30年度から居宅介護支援に対する所管が県から市町村へ事務移譲があることから、当該サービスについて市町村における指導監督業務等の資質向上及び市町村への円滑な事務引継ぎに向けた取組みを行う必要がある。
- ・地域包括支援センター体制強化事業について、県の委託事業として、その実施する内容については仕様書で基本的項目を定めるが、各項目の実施内容等について、随時、県と県医師会の事業調整会議を実施し、進捗管理を行う必要がある。

○介護サービス等に携わる人材育成

- ・介護支援専門員資質向上事業については、平成28年度にカリキュラムの時間数の大幅な増加を伴う制度改正が実施されたため、研修の質を向上させつつ、受講者の負担を抑えるような研修を実施できる体制を整える必要がある。

○老人福祉施設の整備促進

- ・主に広域型施設の工事には1年以上を要するため、2カ年事業として予算計上を行う必要がある。
- ・施設の整備は、図面の詳細調整、建設用地に係る開発行為、農地転用、建築確認、施工業者の決定等、工事着工前の準備に半年以上の期間を要するため、市町村に対して、事業者と連携を密にするよう促す必要がある。
- ・市町村の整備計画に基づき整備を補助するため、市町村の計画変更に影響される。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○介護保険サービスの提供

- ・介護保険事業について、高齢化の進展等により、65歳以上の第1号被保険者数が増加しており、それに伴い、介護保険への申請件数も増加していることから、各保険者における要介護等認定業務も煩雑化している。
- ・介護給付費等負担事業においては、全国的な高齢化率の上昇に伴い介護認定を受ける高齢者も増加傾向にあり、市町村が行う介護給付及び予防給付等に要する費用も年々増加している。
- ・地域包括支援センター体制強化事業においては、実施市町村の地理的環境や社会資源等の状況はそれぞれ異なり、また市町村毎に事業内容も進捗もそれぞれ異なることから、その状況変化等に留意していく必要がある。

○介護サービス等に携わる人材育成

- ・介護支援専門員資質向上事業については、今後さらなる高齢者の増加が見込まれる中、サービス利用者の自立支援につながるケアプランの作成が一層求められている。
- ・訪問介護員資質向上推進事業について、介護職員は技術や知識を身に着ける時間の確保が難しく、介護職のスキルアップの機会を提供する必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○介護保険サービスの提供

・介護保険事業においては、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る相談・苦情については、相談者の不満の内容を理解し、保険者から相談者へ制度のしくみや疑問に思うことについて丁寧な説明がなされるよう保険者である市町村に的確に伝えることで、不服申立に至るケースの減少を図るとともに、市町村に対しても、同様に相談者から直接苦情・相談があった際には、適切な説明をすることを指導する。また、要介護・要支援認定審査に従事する者の知識・技能向上のため、アンケート結果を基に改善を図りつつ、継続して研修を行い、引き続き介護保険制度の円滑な運営を図る。

・介護給付費等負担事業においては、介護保険制度の安定的な運営のために、法令に基づき適正な執行を行う。

・介護サービス事業者指導・支援事業については、指導事務に関するマニュアル等を整備し、各市町村と共有するとともに、平成30年度に市町村が円滑に居宅介護支援の事務を実施できるよう、市町村に対して事務移譲に関する説明会の実施、指導監督業務に関する市町村職員向け研修の実施、県と市町村合同での実地指導などを行う。

・地域包括支援センター体制強化事業については、これまで、コーディネーター等連絡会により市町村事業の説明、現状把握、課題抽出等を行ってきたが、今後は市町村(委託されている地区医師会)が主体的に取り組んでいく必要があり、県の支援事業もその考え方にシフトした内容とする。

○介護サービス等に携わる人材育成

・介護支援専門員資質向上事業については、研修制度改正に伴い設置した研修向上委員会等を活用し、各研修内容及び開催日程、講義方法(一部通信による講義も可能かどうかも含めて)など協議し、研修内容の改善と受講者負担の軽減に取り組むとともに、法定研修にとどまらず、ケアマネジャーの質の向上及び多職種連携を強化する研修等の実施に取り組む。

・訪問介護員資質向上推進事業については、研修後のアンケートなどを参考に、研修開催時期の改善や研修計画の公表時期を早める等、事業者が職員を研修に派遣しやすい環境を整えるとともに、初任者・中堅者など受講者の経験等に応じて研修のテーマを設定し、幅広いニーズに応える研修を目指す。

○老人福祉施設の整備促進

・施設整備の前年度から、県と事業者との図面調整を行うことや、事業者に対し、補助対象外工事部分の事前着手を行うよう促す等、準備期間の短縮を図るとともに、市町村の計画について、根拠や進捗状況を随時把握し精査する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり		
施策	②高齢者の社会参加の促進	実施計画掲載頁	110頁	
対応する主な課題	○高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築していくためには、高齢者の自主的な取り組みを支援する必要がある。 ○高齢者の生きがいづくりと健康づくり、地域活動等への参加を促進する必要性が高まっており、より多くの高齢者が参加できるような取り組みが必要となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	社会参加活動促進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	63,290	やや遅れ	○各卒業生ごとの希望に応じ、それぞれの地域で実施されているボランティア募集の情報提供を行うとともに、新聞・広報誌、ホームページ等による広報活動を行った上で、全国健康福祉祭選手派遣(110名)、沖縄ねりんピック開催(9月)、かりゆし美術展開催(12月)、沖縄かりゆし長寿大学校運営の各事業を実施した。 計画当初は入学者を拡大する予定であったが、教室等ハード面の確保ができず、受入れ枠の拡大ができない状況のため、計画値270人に対し、実績値188人となり、やや遅れとなった。(1)
2	在宅老人福祉対策事業費 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	22,422	順調	○市町村を通じて単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動への助成を実施した(617単位老人クラブ、40市町村老人クラブ連合会)。また、老人クラブを組織せずに活動している団体に対して、沖縄県老人クラブ連合会と連携し、活動の場に出向いて老人クラブ加入を呼びかけた。(2)
3	シルバー人材センター等への支援 (商工労働部雇用政策課)	16,586	順調	○沖縄県シルバー人材センター連合及び新設(市町村)シルバー人材センター(1件)に対する運営費の助成を行い、活動を支援した。(3)
4	特定求職者雇用開発助成金の活用 (商工労働部雇用政策課)	19,707	順調	○常設(週5日)の相談窓口を設置し、社会保険労務士による雇用支援制度(助成金等)に関する対面相談のほか、電話相談、セミナーの開催を行った。県内各地域(離島含む)で巡回相談及びセミナーを実施するとともに、事業主を訪問しての活用アドバイスを行った。さらに、雇用助成金制度の案内冊子を発行し助成金の活用促進に努めた。(特定求職者雇用開発助成金を含む各種助成金に係る相談及び冊子) (4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県老人クラブ会員数	59,937人 (26年度)	57,799人 (27年度)	56,274人 (28年度)	↘	5,906,292人 (27年度)
シルバー人材センター会員数	5,669名 (26年度)	5,842名 (27年度)	5,754名 (28年度)	→	720,948名 (27年)

III 内部要因の分析 (Check)

- ・社会参加活動促進事業のうちの沖縄県かりゆし長寿大学校の運営については、高齢者自身の生きがいづくり促進のほかにも、地域の担い手を養成する場としての役割が期待されている。
- ・本県のシルバー人材センターの設置率は、町村の財政状況が厳しいことなどから、全国に比べて低い状況である。新規のシルバー人材センターの設置及び運営には、町村の財政支援が必要である。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、いつでも相談できる常設の窓口をさらに周知していく必要がある。特に離島地域等での、雇用の改善に寄与するよう巡回相談を継続的に行っていく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・社会参加活動促進事業について、直近3年の沖縄県かりゆし長寿大学校応募者数は減少傾向にあり、特に男性については定員割れしている状況である。
- ・在宅老人福祉対策事業費について、県全体の老人クラブの総数は減少傾向にあり、全国的にも会員数が減少傾向にあることが課題となっているため、全国老人クラブ連合会において、平成26年度から平成30年度までの5力年で「100万人会員増強運動」を実施している。
- ・シルバー人材センター等の支援について、沖縄県の高齢者失業率(60歳以上)は、26年4.3%、27年3.8%、28年2.7%となっており、改善している。今後の高齢者人口の増を踏まえて、さらに高齢者の雇用・就業機会の拡充及び確保する必要がある。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、沖縄県産業振興公社など関係団体と協調して、特に離島などでの広報に努める必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・社会参加活動促進事業については、沖縄県かりゆし長寿大学校卒業生アンケートによる情報収集を引き続き実施するとともに、内容を精査することで、卒業生に対し、今後も地域活動に関するボランティア募集の情報提供を行い、卒業後の地域活動へ更に繋げていく。また、引き続き新聞報道及びホームページ等を活用した周知広報を行うなど、応募者(特に男性)の増加に向けて施策を展開する。
- ・在宅老人福祉対策事業費においては、引き続き、会員数増があった老人クラブを地区老人クラブ大会において表彰し、会員数増への取組を支援するとともに、沖縄県老人クラブ連合会から各地区及び市町村老人クラブ連合会へ会員増強にかかる趣意書を通じ、県全体において、平成30年度末で老人クラブ会員数71,000人を目標として、会員増強運動に取り組む。
- ・シルバー人材センター等への支援については、町村の財政状況が厳しく、シルバー人材センターの未設置町村が多い(24町村)ことから、引き続き新規設置町村に対して助成を行う。沖縄県シルバー人材センター連合と連携し、未設置町村に対し新規設置を促し、高齢者に対する就業機会の拡大を図る。また、沖縄県シルバー人材センター連合及び各市町村シルバー人材センターと連携して、県内のシルバー人材センターの活用方法やメリットなどを、企業、家庭、官公庁などに提案し就業開拓に取り組み、就業機会の拡充に努める。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用について、離島・北部地域での雇用の拡大や質の向上を促進するため、同地域気軽に参加できるセミナー等を開催し、個別相談の需要をつくり、多くの事業所に関心を持ってもらうことで巡回相談への流れを作る。また、事業所について離島・北部地域の地元経済団体から地域の特性(業種や支援制度のニーズ等)のヒアリングを行い、ニーズに合った巡回相談を行う。さらに、正規雇用化相談等を行っていくことにより、より雇用の質が向上していく制度や手法へとつなげていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり		
施策	③高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	実施計画掲載頁	111頁	
対応する 主な課題	<p>○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>○介護サービスの利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービスの適正な給付及びサービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p>○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で生活を継続できる環境づくりを進める必要がある。併せて、高齢者の権利擁護など高齢者を守るための取り組みが重要となっている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり				
1	高齢者訪問支援活動推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	2,420	順調	<p>○北部・中部・南部・宮古・八重山等の地区ごとの研修(訪問支援活動推進員研修会)を継続するとともに、取組の弱い嘉手納町及び国頭村において、高齢者の健康と生きがいつくり活動の支援・推進を目的とした健康づくり支援事業を実施した。</p> <p>訪問支援活動推進員研修会研修終了者数は計画値120名に対し、実績値170名となった。(1)</p>
2	地域支え合い体制づくり事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	19,959	大幅遅れ	<p>○県ホームページへの掲載や市町村への通知等、事業の周知を図り、市町村への訪問等による意見交換や情報提供によって、事業の活用を促した上で、市町村が行う地域の支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備、見守り活動等へ助成した(9市町村)。本事業は、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援のため、多くの市町村で地域支え合い活動の立ち上げやシステム整備が進み、交付申請増加の鈍化が見られ、計画値である20件に及ばないことから、大幅遅れとなっている。(2)</p>

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)					
3	高齢者権利擁護総合推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	9,202	順調	<p>○市町村への助言、他府県における好事例等の情報収集及び情報提供等の支援を実施するとともに、県認知症施策推進会議(1回、11月)及び認知症対策等市町村連絡会議(1回、3月、54名参加)の開催、認知症サポーター養成講座の開催支援、認知症キャラバンメイト養成研修(1回、10月、140名参加)、を実施した。</p> <p>また、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的として、認知症サポート医の養成研修への派遣(5回、17名)、かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催(2回、計29名)、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の開催(1回、計79名)、認知症地域支援推進員研修への派遣(計67名)、認知症初期集中支援チーム員研修への派遣(計11名)を実施した。(3)</p>	
4	高齢者虐待防止対策推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	3,000	順調	<p>○高齢者虐待対応現任者研修において、「身体拘束」をテーマに研修を実施したほか、市町村担当職員が集まる研修の場において、虐待対応専門窓口の周知を行うとともに、専門職の派遣(7件)、専門職による事例検討会(1回)、県・沖縄弁護士会・県社会福祉士会との定例調整会議(6回)の開催、市町村への助言・情報提供(随時)、虐待対応困難事例の市町村からの相談窓口への相談(57件)を実施した。(4)</p>	
5	介護サービス事業者指導・支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	11,463	順調	<p>○認知症介護実践者研修のカリキュラムの見直しを行ったうえで、本研修を離島(八重山地域)も含め年4回開催したほか、認知症介護実践リーダー研修や認知症介護基礎研修を開催した。また、認知症介護指導者の養成のため、指導者養成研修に4名を派遣し、指導者に対するフォローアップのための研修に2名を派遣した。</p> <p>さらに、地域密着型事業所の管理者等に対し、指定に必要な研修を年3回開催した。(5)</p>	
6	認知症対策の取組強化 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	27,669	順調	<p>○若年性認知症本人と介護家族の相互支え合いネットワークの構築とともに、研修やリーフレット等により若年性認知症の理解促進・啓発を図るため、若年性認知症の本人・介護家族交流会の開催(3回)、若年性認知症相談業務(電話・メール・訪問 延べ227件)、若年性認知症専門職研修会(6回)、県民・企業向け講演会(3回)を実施した。</p> <p>また、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う医療機関を認知症疾患医療センターとして4医療機関を指定した。(6)</p>	

7	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	3,431,258	やや遅れ	○市町村からのヒアリングを実施した際に、建替時の増戸を促した。県営住宅においては、H29年2月に県営大謝名団地の建替事業(第2期・116戸建設)の整備に着手し、計画の680戸に対し534戸の着工戸数となった。(7)
8	住宅リフォーム促進事業 (土木建築部住宅課)	118,029	順調	○県は助成事業を実施する9市町村(沖縄市等)へ補助金を交付し、実際に支援を受けたリフォーム件数は302件であった。また、リフォーム工事等を行う市民等に対する助成事業を10市町村が実施し、助成件数は630件であった。(※県の支援を受けた302件を含む)(8)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	認知症サポーター養成数	19,833人 (23年度)	60,277人 (28年9月末)	51,500人	40,444人	8,360,888人 (H28.12末現在)
	状況説明	認知症サポーター養成数は平成28年度の目標値を達成しており、認知症サポーター養成講座の支援を行う認知症キャラバン・メイト事務局設置も、21市町村と県内市町村の半数を超えた。それに伴い、認知症サポーターが地域での大切な支え手であるとの認識が広まることに寄与している。引き続き、認知症サポーター養成に取り組む。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (20年度)	29.1% (25年度)	45.0%	2.6ポイント	—
	状況説明	基準値(20年度:26.5%)に比べて現状値(25年度:29.1%)は2.6ポイント上昇している。公営住宅の建替えに伴う室内の段差解消や便所・浴室の手すり設置等のバリアフリー化、民間の住宅リフォーム助成等で高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率の向上が図られた。しかしながら、28年度値目標達成は厳しい状況にある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
認知症キャラバン・メイト事務局設置市町村数	6市町村 (25年度)	19市町村 (27年度)	21市町村 (28年度)	↗	1,729自治体 (H28.12末現在)
認知症介護実践者研修受講者数	191人 (26年)	203人 (27年)	262人 (28年)	→	—
県営住宅のバリアフリー化率	24.0% (26年度)	25.2% (27年度)	26.1% (28年度)	↗	—
住宅リフォーム助成件数	576件 (26年度)	900件 (27年度)	630件 (28年度)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○高齢者訪問支援活動等の推進

- ・高齢者訪問支援活動推進事業では、活動が活発な老人クラブが多い地域については、研修会等へ積極的に参加するため、事業の効果が表れやすいが、そうでない地域については事業の普及が難しい。
- ・地域支え合い体制づくり事業については、当初、国において、平成23年度限りの事業(当初予算3億円)であったが、事業期間を平成26年度まで延長し実施していた。国の事業が終了したことに伴い、県単独基金である介護保険推進基金を財源に、当事業を平成27年度から当初予算に計上している。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

- ・高齢者権利擁護総合推進事業について、平成27年1月に、認知症施策の推進の方向性として認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が国において策定され、その施策に、新たに看護職員、歯科医師と薬剤師向けの認知症対応力向上研修が位置づけられた。
- ・高齢者虐待防止・早期対応の責務は一義的には市町村に課せられているが、これまで対応経験の少ない町村部においても、高齢者虐待対応事案が発生しているため、県との連携体制を構築していく必要がある。
- ・高齢化社会の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることから、良質な介護を担う人材を質・量ともに確保していくため、介護サービス事業者指導・支援事業では、適切な介護サービスの提供に関する知識等の習得のため研修の拡充が必要である。
- ・認知症対策の取組強化として、平成27年1月に、認知症施策の推進の方向性として認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が国において策定され、その施策の柱の一つに、若年性認知症施策の強化が位置づけられている。

○高齢者向け住宅の充実

- ・公営住宅整備のニーズは高いものの、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先していることから、引き続き新規建設が難しい状況である。また、県営住宅の建替に際し、高齢者施設の併設を行うことは、建設コストの増加に繋がり、結果的に建替に係る予算を圧迫し、事業の推進に影響を及ぼす恐れがある。
- ・平成27年度から平成28年度にかけて住宅リフォーム助成実施町村数が増えなかった。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○高齢者訪問支援活動等の推進

- ・高齢化が進んでいることから、高齢者が孤立化しないよう、高齢者訪問支援活動推進事業で地域におけるリーダーを養成する必要性が高まっている。
- ・地域支え合い体制づくり事業は、先進的・パイロットの事業の立ち上げ支援のため、多くの市町村で地域支え合い活動の立ち上げやシステム整備が進み、申請の減少が見られる。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

- ・高齢者の増加に伴い、虐待の発生件数も増加することが見込まれる。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業では、平成27年4月の介護報酬改定において、認知症介護実践者研修の修了者の配置を要件とする新規の加算が始まったことから、受講希望者が増加している状況にある。
- ・若年性認知症に対する企業(職場)の正しい理解が十分に得られておらず、就職や継続就労が困難な状況にあるため、企業(職場)の理解を深め、若年性認知症者の就労機会の拡大を図る必要がある。

○高齢者向け住宅の充実

- ・公営住宅整備事業について、市町村は高齢者施設等の建設を福祉に係る各種計画の中で位置付けており、県営住宅の建替の時期や立地場所を整合させることが難しい。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○高齢者訪問支援活動等の推進

・高齢者訪問支援活動推進事業においては、これまで行ってきた北部・中部・南部・宮古・八重山等の地区ごとの研修を継続するとともに、取組が弱い市町村(離島地区を含む)については、市町村単位で研修を実施する。
・地域支え合い体制づくり事業については、市町村に対して、要援護者台帳システムやマップの整備への活用だけでなく、新たな仕組みの導入や人材育成など地域を支えるために必要なネットワークづくりのための事業としての活用を呼びかけ、周知を図る。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

・高齢者権利擁護総合推進事業においては、各種専門職に対して、適切な認知症の知識・技術や認知症の本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的としてH28年度より開始した歯科医師向け及び薬剤師向け認知症対応力向上研修を、研修後のアンケート結果等を踏まえ継続して実施する。
・高齢者虐待防止対策推進事業については、関係機関との調整会議を実施し、虐待防止についての検討を行うほか、市町村向けの研修会を引き続き行う。
・介護サービス事業者指導・支援事業では、離島における介護サービス事業所の認知症介護の質の向上を図り、研修機会の拡充につなげるため、今年度は宮古地域での研修開催を検討するとともに、認知症介護実践リーダー研修のカリキュラムの見直しを行い平成29年度中の実施を検討するほか、引き続き、認知症介護指導者の養成を行い、研修講師を担う人材を育成する。
・認知症対策の取組強化としては、働き盛りの年齢で発症する若年性認知症には企業(職場)の正しい理解が不可欠であるため、企業に対して相談会を実施する。また、認知症の症状は進行していき、年齢や状況に応じて活用できる支援制度は多岐に及ぶため、相談窓口においても、医療・介護・障害・就業・経済的支援など多岐にわたる。段階に応じた支援をワンストップで行えるよう、若年性認知症支援コーディネーターの配置を行う。

○高齢者向け住宅の充実

・公営住宅整備事業では、地域の住宅事情をきめ細かく把握している市町村に予算の優先配分を行い、建替時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替が必要なストックを数多く有し、引き続き新規建設が難しい状況であることから、建替時の増戸を継続的に行う。さらに、公営住宅の建替に係る事業費を的確に把握し高齢者施設を併設する際の交付金等の活用を図る。加えて、高齢者施設を併設した公営住宅を整備するため、建替事業が確定している公営住宅については、早い段階から関係市町村に高齢者施設の併設について検討を依頼する。あわせて、福祉部局と情報の共有化を図る。
・住宅リフォーム助成事業実施市町村数を増加させるため、市町村との勉強会を開催し、リフォーム工事の事例発表等を通じて当該事業の活用を促す。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり	
施策	①地域生活の支援	実施計画掲載頁	113頁
対応する 主な課題	○市町村などの身近な地域において、相談支援体制や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実も課題である。 ○障害者の地域における住まいの場の確保や老朽化した障害者支援施設等に入所している障害児・者の安全、安心に万全を期すため、グループホーム等の整備及び障害者福祉施設等の改築・耐震化等が必要である。		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○障害者のための相談・生活支援				
1	障害者相談支援体制整備事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	14,058	やや遅れ	○地域自立支援協議会が未設置等の多良間村へ他圏域アドバイザーと共に訪問し、設置に向けた働きかけを行ったほか、各圏域で相談支援従事者等研修を実施するとともに、市町村や事業所に対する日々の支援・助言やアドバイザーによる各圏域・市町村の自立支援協議会や専門部会の開催等を支援した。(1)
2	障害児等療育支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	28,213	順調	○委託事業所との会議を1回開催し、情報の共有を図るとともに、在宅支援訪問療育等指導事業における巡回相談・訪問による健康診断を1,468件実施した。また、在宅支援外来療育等指導事業における各種の療育相談・指導を3,091件実施した。さらに施設支援指導事業を279件実施した。(2)
3	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	2,074	順調	○軽度・中等度難聴児の福祉の増進を図るため、軽度・中等度難聴児(18歳未満)の補聴器購入事業等を行う22市町村(平成27年度は9市町村)に対し、補助金を交付した。(3)
4	精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	4,956	順調	○医療機関と地域を接着するため、精神保健福祉士等の資格を持ったコーディネーターを北部、中部、南部、宮古に4名配置し、県の地域移行・地域定着支援体制整備について協議するワーキンググループへの参加や、各圏域自立支援連絡会議への参画、市町村の地域移行支援について検討する場づくり等の活動を行った。 院内委員会に地域援助事業者が出席した場合の報酬の補助申請件数については、3医療機関より延べ69件となった。(4)

○社会福祉施設等の整備促進					
5	障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	276,421	順調	○障害者福祉施設の改築・修繕等のため、 ・障害福祉施設等整備(改築) 計画値1件、実績1件(H27繰越) ・障害福祉施設等整備(修繕・防犯対策等) 計画値0件、実績15件 ・グループホーム等の整備支援 計画値1件、実績2件(H27繰越) を実施した(5)	
○重度障害(児)者への医療費助成					
6	重度心身障害者(児)医療費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	1,108,946	順調	○市町村に対する検査を実施するとともに、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費助成事業を行う全41市町村に対し、補助金を交付した。(6)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

1	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	グループホーム等数(障害福祉サービス)	157箇所 (23年度)	253箇所 (28年度)	264箇所 (26年度)	96箇所	—
状況説明	グループホームの施設整備について、平成28年度末の施設数は、平成26年度目標値である264箇所を下回っているものの、概ね順当に増加しており、グループホーム等を整備することで、障害者の地域移行を促進するための「住まいの場」の確保が着実に図られている。					
2	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	福祉施設から地域生活への移行者数	495人 (23年)	685人 (27年度)	689人 (26年)	190人	—
状況説明	グループホームの増加に伴い、施設から地域生活への移行者数は増加傾向にあり、H28目標値を達成する見込みとなっている。グループホーム等を整備することで、障害者の地域移行を促進するための「住まいの場」の確保が図られている。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
入院1年時点の退院率	87.0% (24年)	87.2% (25年)	86.8% (26年)	→	88.1% (26年)
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	90.7% (26年)	92.6% (27年)	94.4% (28年)	↗	—
重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者数	28,151人 (26年度)	27,791人 (27年度)	28,215人 (28年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○障害者のための相談・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援体制整備事業においては、特に離島の町村において地域自立支援協議会が未設置又は未開催の状況があるため、地域の障害児者の状況について共有されていない状況があることから既存の会議等に併置するなど、地域自立支援協議会の運営方法について検討を行う必要がある。 ・障害児等療育支援事業においては、離島で専門的人材(医師、作業療法士、理学療法士、保育士、看護師、社会福祉等)が不足しており、また、本事業の周知がまだ十分ではなく、活用できていない。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、実施主体である市町村に対する助成であるため、市町村障害福祉担当課会議等において制度の周知等を図る必要があり、また、一部の町村においては、町民・村民から補聴器購入の助成に関して具体的に要望や相談等がなされた場合に事業化を検討している。 ・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業は、平成27年度より開始した事業であり、医療機関に対する広報・周知が遅れたことから、本事業の広報・周知活動を積極的に実施する必要があるほか、離島圏においては、社会資源や人材不足により精神保健福祉等の有資格者でコーディネーターとして活動できる人材の確保が困難であることから、離島圏における人材育成のための研修を実施し、関係者の資質向上に取り組む必要がある。 <p>○社会福祉施設等の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算ベースで平成23年度には203億円あった施設整備関連予算が、平成28年度には70億円と大幅に減少している。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○障害者のための相談・生活支援

・障害者相談支援体制整備事業においては、平成26年度末までのサービス等利用計画の完全整備を国に義務づけられたことで同計画は質よりも作成数をあげることに重きが置かれてきたが、作成率が順調に向上したことに伴い、今後はサービスの利用者である障害児者のニーズに沿った計画づくりが必要となる。

・障害児等療育支援事業について、放課後等デイサービス事業所指定事業所数が平成28年度末295箇所(平成27年度末214箇所)と増加傾向にあるが、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため支援者の質の向上が課題となっている。

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中等度難聴児に対する助成事業であるが、管内市町村において対象となる難聴児がどの程度いるのかを把握することが困難である。

・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、コーディネーター配置の委託先として想定される相談支援事業所が、障害者福祉サービスの計画相談の策定に追われており、地域移行・地域定着支援の対応が遅れている。

○社会福祉施設等の整備促進

・グループホーム等の整備数については、施設の定員は少人数であることから、新たに整備する場合でも他の福祉施設に比べ費用の面などから比較的整備しやすい。

○重度障害者(児)への医療費助成

・重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者は年々増加しており、今後も重度心身障害者(児)の医療ニーズは高まることが予想される。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○障害者のための相談・生活支援

・障害者相談支援体制整備事業については、地域自立支援協議会が未設置又は未開催の自治体について、当該自治体に即した協議会の持ち方を検討するとともに、市町村職員や相談支援従事者への研修、障害者本人・保護者への相談会等の実施を市町村に促し、福祉サービス利用者の生活能力向上に資するサービス等利用計画の作成に繋げる。

・障害児等療育支援事業については、離島で、新規委託事業所の確保を目指すとともに、各委託事業所や各圏域での研修及び各圏域地域自立支援連絡会議等で、周知を図る。さらに、放課後等デイサービス事業所を含む障害児の身近な支援関係者に対し、本事業における施設支援指導事業を活用し、支援者の質の向上を図る。

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成については、対象児童がいる市町村等で事業実施ができるよう、市町村に対する事業の周知を図っていくほか、当該事業に係る市町村の意見等を把握するためのアンケート調査を実施する。

・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、関係機関や関係者等と連携し、精神保健福祉士等の有資格者でコーディネーターとして活動できる人材の確保に向けて取り組むとともに、医療従事者向けの研修や圏域の自立支援連絡会議等を通じて、本事業の広報・周知活動を積極的に実施する。

○社会福祉施設等の整備促進

・国庫補助金を活用した施設整備については、施設の老朽化の状況等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図るほか、新たなグループホームの設置促進のみならず、沖縄県居住支援協議会や市町村が行っている障害者等への賃貸住宅への入居サポート事業等についても、関係機関と連携し広報啓発活動を行い、事業の活用を促していく。

○重度障害者(児)への医療費助成

・重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者が増加することに伴い年々増大する事業費については、引き続き必要額を助成できるよう努めるとともに、助成に関して、市町村に対する検査の実施により指導を強化し、問題となる事案が生じないように引き続き取り組んでいく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	②発達障害児(者)への支援	実施計画掲載頁	114頁	
対応する 主な課題	○発達障害児・者への支援については、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援を行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が課題である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	発達障害者支援センター運営事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	25,523	順調
		○医療機関リストを改訂し、沖縄県発達障害者支援センターのホームページで周知を図るとともに、発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援、発達支援を423人(延べ712件)に実施した。また、就労を希望する発達障害児(者)に対する就労支援を22人(延べ72件)に実施した。さらに、関係施設および関係機関等に対する普及啓発及び研修を7,774人(延べ194件)に実施した。(1)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	発達障害児(者)支援協力医療機関数	19機関 (22年度)	30機関 (28年度)	25機関	11機関	—
	状況説明	本事業の取組により、医療機関関係者へも発達障害についての認識が広がり、基準値と比較して、平成28年度までに発達障害診療を行っている医療機関が11機関増加し、目標値を5機関上回る事ができた。今後は、医療関係機関への普及研修を行うなどして、専門性のある医師の確保を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

・特定の医療機関に患者が集中することや、発達障害を診療できる医療機関数の不足により、受診までの待機期間が長いこと等の課題がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

—

V 施策の推進戦略案 (Action)

・発達障害児(者)の診療等を行っている医療機関リストを改訂し、特定の医療機関に患者が集中しないように発達障害の診療を行っている医療機関を周知する。 ・平成29年度より、新規事業として、小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施する。
--

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	③障害者の雇用・就業の拡大	実施計画掲載頁	114頁	
対応する 主な課題	○障害者が経済的に自立するために、福祉施設から一般就労への移行等の雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ(工賃の向上)が課題である。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
1	障害者就業・生活支援センター事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	28,580	順調	○障害者就業・生活支援センター事業において、生活支援担当職員10人を5圏域に配置し、障害者の家庭や職場を訪問することにより、生活上の相談等に応じるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を実施した。(H28年度末登録者数:2,958人、相談件数延べ:7,169回)(1)
2	障害者工賃向上支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	7,438	順調	○障害者就労系サービス事業所へ経営コンサルタントを派遣し、経営ノウハウ等の助言を行うことにより、経営改善を図った(5事業所)。また、事業所職員向けに、商品開発や農作物の栽培に関する研修(計2回:52事業所・86人受講)を実施し、就労支援に活用できる技術や知識の向上を図った。(2)
3	障害者職場適応訓練 (商工労働部雇用政策課)	24,415	やや遅れ	○公共職業安定所で求職した方のうち、職場適応訓練が必要な方として公共職業安定所長が訓練受講指示を行った方39名に対し、県が訓練手当を支給して、事業所に訓練を委託した。また、職場適応訓練受講者の目標値55名に対し、39名に訓練を実施し、年度内に訓練を終了した32名中26名が就職に繋がった。7名は平成29年度も引き続き訓練中である。(4)
4	特定求職者雇用開発助成金の活用 (商工労働部雇用政策課)	19,707	順調	○平成28年度は常設(週5日)の相談窓口を設置し、社会保険労務士による雇用支援制度(助成金等)に関する対面相談のほか、電話相談、セミナーの開催を行った。県内各地域(離島含む)で巡回相談及びセミナーを実施するとともに、事業主を訪問しての活用アドバイスを行った。さらに、雇用助成金制度の案内冊子を発行し助成金の活用促進に努めた。(特定求職者雇用開発助成金を含む各種助成金に係る相談及び冊子)。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就労系サービス事業所の事業所数	222箇所 (23年度)	478箇所 (28年度)	268箇所 (26年度)	256箇所	13,039箇所 (25年度)
	状況説明	近年の障害者雇用や障害者就労に対する意識の高まりから、就労系サービス事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型))は、平成29年3月1日時点で478箇所となり、H28目標値を大幅に上回り、目標値を達成した。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	障害者実雇用率	1.80% (23年)	2.34% (28年)	2.00%	0.54ポイント	1.92% (28年)
	状況説明	沖縄県の民間企業における障害者実雇用率はH28年2.34%とH28目標値を達成している。公共職業安定所が障害者等の求職者と事業所をマッチングし、求職者に職場適応訓練受講指示を行い、県が事業所に委託して実施する流れとなっており、改善理由については種々の要因が考えられるが、この改善に、本事業も一部寄与していると思われる。なお、平成8年度以降、全国平均を上回り、平成21年度以降、法定雇用率を達成している。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	12,892円 (22年度)	14,455.4円 (27年度)	35,000円 (26年度)	1,563.4円	15,033円 (27年度)
	状況説明	本県の障害者の平均工賃月額は少しずつ増加しているが、平成28年度目標値の月額35,000円は未達成であり、全国平均と比較しても、まだ低い状況にある。これは、新規事業所が多いことに加え、事業規模が小さいことも要因であると考えられる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
障害者実雇用率	2.15% (26年)	2.29% (27年)	2.34% (28年)	↗	1.92% (28年)
障害者就労系サービス事業所の売上総売上高	4.8億円 (24年度)	4.8億円 (25年度)	5.5億円 (26年度)	↗	—
職場適応訓練受講者	12名 (26年)	25名 (27年)	39名 (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業においては、障害者就業・生活支援センターの登録者数が増加しニーズが高まっているが、年々事業費は縮小している。 ・障害者工賃向上支援事業については、障害者就労施設等からの物品等優先調達について、県関係機関及び市町村へ周知を図る必要がある。 ・職場適応訓練生については、平成27年度と比較すると増加しているが、訓練生の増加には公共職業安定所からの受講指示が増加する必要があるため、連携強化が必要となる。 ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、いつでも相談できる常設の窓口をさらに周知していく必要がある。また、特に離島地域等での、雇用の改善に寄与するよう巡回相談を継続的に行っていく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業においては、障害者の雇用者数が増え、本県における平成28年障害者実雇用率も2.34%と全国平均と比較しても高い数値となっている。しかし、障害の特性によって、就職しても生活面の支援がないと定着が厳しいケースも多い。 ・障害者工賃向上支援事業については、障害者就労系サービス事業所は新規立上げの事業所が未だに多く(平成28年度は29箇所増加)、利用者の職業生活能力の訓練を始めたばかりであるため、全体の事業所の製品等売上が総じて低くなる傾向があり、底上げしていくことが課題である。 ・小規模の就労支援事業所も多く、生産量等には限界がある。 ・職場適応訓練については、事業主側が法定雇用率を意識し、職場適応訓練事業費以外の助成金等を利用し障害者雇用を実施する事例が多くある。(本事業は訓練のため、雇用関係ではなく、事業主の障害者雇用率には反映されないため)。 ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、沖縄県産業振興公社など関係団体と協調して、特に離島などでの広報に努める必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・障害者就業・生活支援センター事業においては、障害者就業・生活支援センターによる支援だけでなく、企業や障害者就労移行支援事業所等における障害特性の理解や体調管理・家族支援、ジョブマッチングなどのスキルアップ等を図り、より効果的な障害者雇用を実現できる体制を構築し、職場における上司や就労移行支援事業所等の生活支援員等の理解や協力につなげ、職場における環境を整備し職場定着等を図る。

・障害者工賃向上支援事業については、障害者優先調達推進法について、県関係機関及び市町村への周知を徹底するとともに、取組みを推進するよう積極的に働きかけ、官公需の発注件数・発注金額の増大を図る。

・新たな取組みとして農福連携事業を実施することにより、生産活動の売上及び工賃の向上に努めるほか、障害者就労施設に対しては、当該事業を積極的に活用してもらえるよう、県ホームページ等を利用し、周知を図る。

・職場適応訓練については、広報紙掲載、チラシ作成、助成金案内冊子への掲載を行う。また、訪問やイベント等の機会において、特別支援学校・就労支援機関・企業等に対し、本事業について周知し、理解促進を図る。

・特定求職者雇用開発助成金の活用促進のため、ニーズや状況に応じて窓口を案内するなど継続的に支援するほか、助成金申請書の作成方法に関するセミナーを開催し、具体的な申請書の書き方を指導することで制度活用に関するサポートを行う。また、正規雇用化相談等を行っていくことにより、より雇用の質が向上していく制度や手法へとつなげていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり			
施策	④障害者の社会参加の促進	実施計画掲載頁	115頁		
対応する 主な課題	○障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境が整っているとは言えない現状であり、障害者の社会参加と心身の健康づくりのためにも、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要である。 ○障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害の権利擁護に関する取組み(相談体制の整備等)を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。				
関係部等	子ども生活福祉部				

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	障害者スポーツの推進 (子ども生活福祉部障害福祉課)	44,073	順調	○スポーツ教室の開催やスポーツ指導員の育成を行い環境整備に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会派遣(団体競技分)、県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県障がい者スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化に係る活動を支援した。(1)
2	地域生活支援事業(専門・広域的事業) (子ども生活福祉部障害福祉課)	15,838	順調	○各市町村へ周知し、手話通訳者養成研修の受講を促すとともに、コミュニケーション支援人材の育成・派遣や、視聴覚障害者に向けた情報の提供を実施した。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	障害者スポーツ活動団体数	22団体 (22年)	31団体 (28年)	37団体	9団体	—
1	状況説明	平成24年度に障害者スポーツに特化した団体(NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会)を設立し、3つの障害種別(①身体障害、②知的障害、③精神障害)に関わらず障害者スポーツを普及させる事業を実施し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っている。県内で活動しているスポーツ団体・サークル団体数は増加しているが、更なる増加に向け、引き続き本事業を実施する必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

・障害者スポーツの推進については、学校、障害者スポーツ団体との連携や、スポーツ指導員の育成を通して、障害者スポーツの普及・啓発や、活動団体数、競技人口の拡大を図る必要がある。 ・地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、障害者が手話通訳者・要約筆記者等の派遣を、常に利用したいときに対応できる状況とはまだいえないため、引き続きコミュニケーション支援人材の養成及び確保が必要である。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

・障害者スポーツの推進については、障害者スポーツ大会参加選手の高齢化が進み、若い世代の競技人口の拡大を図る必要がある。また、障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境、競技力を高められる環境が整っているとは言えない状況にある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

・障害者スポーツの推進のため、学校、障害者スポーツ団体との連携を通して、障害者スポーツの普及啓発及び障害者スポーツ大会の広報などを行うことにより、活動団体を増やし、若年層を含む競技人口の拡大に取り組むとともに、障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境、競技力を高められる環境を整えるために、スポーツ教室の開催やスポーツ指導員の養成を行う。また、沖縄県障がい者スポーツ協会を中心に、スポーツ活動の普及と環境整備を図り、障害者スポーツの浸透を図る。

・地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、県及び各市町村で登録された手話通訳者及び要約筆記者向けに、手話通訳及び要約筆記に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を開催する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	⑤誰もが活動しやすい環境づくり	実施計画掲載頁	115頁	
対応する主な課題	○障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害の権利擁護に関する取組み(相談体制の整備等)を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○障害者の権利擁護と普及啓発			
1	障害者の権利擁護に関する取組み (子ども生活福祉部障害福祉課)	33,415	順調
2	・福祉のまちづくり推進体制事業 ・障害者理解促進事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	1,293	大幅遅れ

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
1	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
福祉のまちづくり賞応募件数	3件 (26年)	4件 (27年)	6件 (28年)	↗	—
ポスター・体験作文応募件数	19件 (26年)	124件 (27年)	51件 (28年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害者の権利擁護に関する取組において、障害を理由とする差別等の相談については、障害者基本法に基づく市町村の既存の相談体制を活用して対応しているが、実情として市町村においては必ずしも十分な体制であるとは言えない。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)が平成28年4月に施行され、地方公共団体の職員が障害者の権利利益を侵害しないよう適切に対応するために必要な要領を策定する必要がある。
- ・福祉のまちづくり推進体制事業において、「福祉のまちづくり賞」は、表彰制度の見直しにより自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度を実施し長期間を経過したことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害者の権利擁護に関する取組において、障害の有無に関わらず、全ての県民が社会の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現のためには、県民1人1人の理解と協力が不可欠である。
- ・障害者理解促進事業については、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、高校生・一般部門の応募件数が、小・中学生部門に比べて著しく少ない。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害者の権利擁護に関する取組において、障害を理由とした差別等の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人の権利擁護に関する研修を継続的に実施するとともに、県広域相談専門員が差別事例に応じる市町村の相談員に対して、引き続き専門的見地から必要な技術的助言を行う。
- ・障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を図るため、障害を理由とする差別や合理的配慮等に関する具体例の情報収集に努め、適切な対応について、県職員をはじめ、広く県民に対し周知啓発に努める。
- ・障害を理由とする差別に関する相談活動状況や周知啓発など、条例の施行状況に対するパブリックコメントを実施し、県民からの意見等を踏まえ、課題を整理・検討する。
- ・福祉のまちづくり推進体制事業においては、過去に受賞した事例であっても、当取組を長期間に渡り継続して取り組んでおり、その活動実績の向上等のある場合は表彰の対象となることから積極的に応募を促すことで、福祉のまちづくりに寄与していく。
- ・障害者理解促進事業については、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、県内の高校へ電話等を利用し直接呼びかけを行うことで、高校生への周知活動を図り、応募件数の増加につなげる。また、市町村の障害福祉所管課に、一般の方の目につきやすい場所に公募チラシを掲示してもらい、一般部門の応募件数増加を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	①医療提供体制の充実・高度化	実施計画掲載頁	117頁	
対応する主な課題	○近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。			
関係部等	保険医療部、病院事業局			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○地域医療連携体制の構築				
1	IT活用地域医療連携システム構築事業 (保健医療部医療政策課)	—	順調	○沖縄県医師会が構築する地域連携クリティカルパス(おきなわ津梁ネットワーク)の運用に伴い、積極的な活用を促すため説明会を実施した。加入施設数(及び登録患者数)は、平成28年度末現在193施設(27,189人)となった。(1)
2	がん医療連携体制推進事業 (保健医療部健康長寿課)	11,000	順調	○医療施設やがん患者会の意見を踏まえ、がん治療に関する地域の療養情報紙「おきなわがんサポートハンドブック」を20,000部発行し、市町村や医療機関等に配布した。(2)
○医療提供体制の整備				
3	へき地診療所施設整備等補助事業費 (保健医療部医療政策課)	—	順調	○施設整備等を行う市町村の要望に基づき、必要な施設の選定を行うこととしていたが、平成28年度は市町村からの要望がなかった。そのため取組み実績はなかったものの本事業により安定的な医療の確保が図られた。(3)
4	地域がん診療拠点病院機能強化事業 (保健医療部健康長寿課)	40,000	順調	○がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院2箇所、支援病院3箇所に補助金を交付し、がん医療従事者に対する研修、院内がん登録促進、がん患者の相談支援を行った。(4)
5	県立新八重山病院整備事業 (病院事業局県立病院課)	2,037,655	順調	○平成28年度末現在、工事の進捗率は28.3%で2階躯体の工事を実施しており、工事を円滑に進められるよう、八重山地域外からの労働者確保に要する経費について予算措置を行った。 また、新病院周辺工事については、地元自治体等関係機関との協議会において、インフラ整備の促進を図り、工事に影響がないよう進めている。(5)
6	沖縄医療施設等施設整備事業 (保健医療部医療政策課)	956,333	順調	○施設整備を行う医療機関の要望に基づき、1病院に対し整備費用の補助を行った。県と各医療機関等と綿密な連絡調整を行うことにより、進捗管理の徹底を図るとともに、安定した計画執行が実施できた。(6)

○がん患者・家族等の支援体制の充実					
7	がん患者・家族等支援体制の強化 (保健医療部健康長寿課)	8,440	順調		○がん罹患経験を生かした相談員(ピアサポーター)による相談事業を実施し、患者支援を行った。(8)
8	離島医療患者通院等に係る交通費助成事業 (保健医療部健康長寿課)	—	未着手		○離島のがん患者が沖縄本島等へ通院する交通費の助成は「沖縄県離島住民コスト負担軽減事業」で既に措置されている。長期治療で患者の経済的負担が大きい宿泊費の軽減については、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合の協力のもと、宿泊支援の取り組みを実施した。(9、10)
9	離島へき地がん患者支援モデル事業 (保健医療部健康長寿課)	—	順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7人 (28年)	13.8人	233.6人 (26年)
	状況説明	県内の医療施設に従事する医師数については、平成22年の基準値に比べ13.8人増加し、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると、南部圏域に医師が集中し、北部・離島圏域では確保が厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
地域連携クリティカルパス (おきなわ津梁ネットワーク) 加入状況 (連携医療機関、登録患者数)	130施設 6,226人 (26年)	208施設 11,057人 (27年)	193施設 27,189人 (28年)	↗	—
医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○地域医療連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT活用地域医療連携システム構築事業について、平成28年度より参加医療機関からネットワーク利用料金の徴収を開始したことも影響して、参加機関が減少したことから、おきなわ津梁ネットワークへ参加するメリットを説明し、更なる利活用を促進する必要がある。 ・がん医療連携体制推進事業について、ハンドブックに記載されている内容について、常に正確な情報を把握する必要がある。 <p>○医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所施設整備等補助事業費について、施設整備を行う上で、県担当部署が現地の事情に精通した各町村と綿密に調整して、計画の通りに事業を遂行するよう連携が必要である。 ・沖縄医療施設等施設整備事業について、施設整備を行う上で、県担当部署が各医療機関等と綿密に調整して、計画通りに事業を遂行するよう連携が必要である。 ・県立新八重山病院整備事業について、平成29年度末の完成に向けて、工程や施工方法の調整を行い、工期に与える影響を最小限に抑える取り組みが必要である。 ・県立新八重山病院整備事業について、インフラ整備(上下水道、電力、道路、交通機関等)の遅れによって、完成時期に影響を与えることが懸念される。 <p>○がん患者・家族等の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者・家族等支援体制の強化については、医療従事者等相談員に相談できず、不安・悩みを抱えるがん患者・家族を支援するため、ピアサポーター(相談技術を習得した罹患経験者)の育成、質の向上が必要である。 ・「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」(平成24年度から企画部で実施)では本島と各離島間の交通コストの軽減(低減率:航路25%~75%、空路60%)が図られており、離島に居住するがん患者が沖縄本島へ治療のため通院する際の交通費の負担軽減に寄与している。 ・離島へき地がん患者支援モデル事業について、宿泊支援の割引率は各宿泊施設の裁量となっているが、利用者からは割引率がわかりづらいとの意見がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○地域医療連携体制の構築

・IT活用地域医療連携システム構築事業について、診療報酬改定により、診療情報提供書等のネットワークの活用による診療報酬が新設されたことから、全县統一のネットワークシステムであるおきなわ津梁ネットワークの有効性は高まっているといえる。

○医療提供体制の整備

・整備対象施設が離島やへき地にあるため、資材確保に時間を要するほか、近年の建築関係工事の人材不足、原材料高の影響による入札不調等、工事が長期にわたる場合がある。
・県立新八重山病院整備事業について、新病院周辺の工事や不発弾探査の影響により、工期の延長や費用の増加が生じる可能性がある。

○がん患者・家族等の支援体制の充実

・がん患者・家族等支援体制の強化について、労働局と関係機関が連携してがん患者等の就職支援を行う制度が平成28年度から開始されるため、県としても必要な協力を行っていく。
・離島へき地がん患者支援モデル事業について、化学療法など放射線治療以外の治療にも支援対象を拡大してほしいとの要望がある。また、宿泊支援施設と病院との距離が離れているため、アクセスが不便であるとの意見がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○地域医療連携体制の構築

・IT活用地域医療連携システム構築事業について、おきなわ津梁ネットワークへの医療機関及び県民の加入促進を図るため、引き続き広報活動を行うとともに、未参加医療機関に対しては、おきなわ津梁ネットワークの活用についての説明を行う。

・がん医療連携体制推進事業について、ハンドブックの作成にあたっては、正確な情報を提供することはもとより、患者等が必要とする情報の追加を検討する。

○医療提供体制の整備

・地域がん診療病院が未整備である北部地域において、指定要件の充足状況を確認し病院の体制を強化する。
・へき地診療所施設整備等補助事業費について、離島・へき地地域における安定的な医療を確保するため、計画通りに事業遂行できるよう現地の事業に精通している各町村担当者と連携を図り、綿密に調整を行う。また、資材や人材確保、原材料高の影響による入札不調等により、工事の長期化が懸念されることから、施工計画の定期的な見直し等、進捗管理を徹底する。
・沖縄医療施設等施設整備事業について、施設整備を行う上で、県担当部署が各医療機関等と綿密に調整を行うとともに、用地買収交渉の難航に伴う用地取得の遅延、資材の入手難による不測の日数を要する等により、工事の長期化が懸念されることから、施工計画の定期的な見直し等、進捗管理を徹底する。
・県立新八重山病院整備事業について、工期に与える影響や費用増加を最小限に抑えるために、工程や施工方法の調整を随時行う。

○がん患者・家族等の支援体制の充実

・がん患者・家族等支援体制の強化について、相談員であるピアサポーターの質の向上を図るため、研修を修了したピアサポーターの活動に必要な支援を検討する。併せて労働局など関係機関と協力し、がん患者の就労支援に努める。
・離島へき地がん患者支援モデル事業について、医療機関等へのパンフレット配布など、制度の周知を行う。本制度の利用実績等を把握し、医療機関や沖縄県旅館衛生同業組合と調整を進め、今後の施策展開につなげる。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	②医師・看護師等の確保と資質向上	実施計画掲載頁	118頁	
対応する主な課題	<p>○近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。</p> <p>○沖縄県の人口あたりの医師数は、全国平均を上回っているものの、圏域や診療科ごとの医師の偏在がある状況であり、安定的な医師確保が課題となっている。</p>			
関係部等	保険医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○医師の確保と資質向上				
1	医学臨床研修事業費 (保健医療部保健医療総務課)	330,428	順調	○県立病院で実施している後期臨床研修において、離島・へき地へ派遣する医師52人を養成した。また、前年度までに研修を終えた医師24人を離島・へき地の医療機関に派遣した。(1)
2	医学臨床研修プログラム経費 (保健医療部保健医療総務課)	83,552	順調	○県立中部病院で実施する医学臨床研修プログラムの管理をハワイ大学へ委託し、海外から指導医を11名招聘し質の高い研修プログラムを実施することにより、医師の養成を図った。平成29年度に医師臨床研修を開始する研修医を29名確保した。(2)
3	勤務医等環境整備事業 (保健医療部保健医療総務課)	33,567	順調	○医師の離職防止のために勤務環境の改善に取り組む11病院に補助を行った。また、家庭と仕事の両立に関する相談や、復職を希望する医師に対し就業先や復職研修を行う病院を紹介する相談窓口を沖縄県医師会に設置し、医師の再就業に繋がった。(3)
4	地域医療関連講座設置事業 (保健医療部保健医療総務課)	24,475	順調	○琉球大学医学部に講座を設置し、地域医療に関する教育・研修を実施することで医師の養成・確保・定着を推進した。(4)
5	臨床研修医確保対策事業 (保健医療部保健医療総務課)	9,505	順調	○東京、大阪等で行われている臨床研修病院の合同説明会へ、県内全ての臨床研修病院が合同で参加し、県内病院の臨床研修の魅力を実効的・効率的にPRし、県内の初期・後期臨床研修医の確保につなげた。(5)
6	指導医育成プロジェクト事業 (保健医療部保健医療総務課)	3,716	順調	○ハワイ大学の協力のもと、将来の沖縄を担う若手指導医及び医学教育者を育成している琉球大学へ育成に要する費用の支援を行い、6人の若手指導医の育成に寄与した。(6)
7	県立病院医師派遣補助事業費 (保健医療部保健医療総務課)	322,929	順調	○離島へき地の医療の確保を図るため、県立病院から離島診療所に配置した医師(9人)の費用補助や、専門医が不足するへき地の中核病院に全国の民間医療機関等から医師派遣(16人)を行うための費用補助を行った。(7)

8	代診医派遣事業 (保健医療部保健医療総務課)	34,839	順調	○離島診療所医師の研修機会の拡大等と勤務環境の改善のため、離島医療を支援する医師を確保し、代診や相談支援等、離島診療所医師の支援を図った。(8)
9	離島・へき地ドクターバンク等支援事業 (保健医療部保健医療総務課)	25,596	順調	○求人医療機関と求職医師の窓口を沖縄県へき地医療支援機構内に設置し、県内の医療機関勤務を希望する医師へ情報の発信及び情報の集約を行った。また、沖縄県へき地医療支援機構として、離島・へき地診療所に対して総合的な支援を行った。(9)
10	医師派遣等推進事業 (保健医療部保健医療総務課)	472,653	順調	○医師確保の困難な離島・へき地の医療機関へ医師派遣が円滑に実施されるよう、派遣元19医療機関の逸失利益に対し補助を行った。(10)
11	自治医科大学学生派遣事業費 (保健医療部保健医療総務課)	128,400	順調	○自治医科大学へ新たに3名の学生を派遣し、離島・へき地の医療を担う医師の養成を図った。また、担当者、卒後医師、自治医科大学在学学生、指導医との懇談会等を開催し、離島・へき地診療所勤務について意見交換を行う等、不安払拭や意識付けに努めたほか、卒後医師との面談を行い、離島勤務の状況把握及び助言を行う等の改善を図った。離島・へき地診療所等勤務医師数は計画値16名に対し実績値17名となった。(11)
12	医師修学資金等貸与事業 (保健医療部保健医療総務課)	91,210	順調	○地域医療に従事する医師の確保・養成のため、将来、離島等の医療機関に従事する意志のある医学生等84名に対し、修学資金の貸与を行った。(12)
13	沖縄県地域医療支援センター運営事業費 (保健医療部保健医療総務課)	34,102	順調	○医師の地域偏在解消を図るため、琉球大学に地域医療センターを設置し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行った。(13)
14	県立病院医師確保環境整備事業 (保健医療部保健医療総務課)	62,244	順調	○医療提供体制を確保するため、医師のスキルアップ環境の向上を図り、沖縄県病院事業局が行う指導医の招聘や専門医資格取得等のための研修派遣に要する費用等に対し補助を行った。(14)
15	北部地域及び離島医師供給体制緊急強化事業 (保健医療部保健医療総務課)	26,951	順調	○事業の周知を図った上で、県立病院の後期研修及び北部、離島地域に所在する中核病院・診療所の勤務医師52人に学会や研修会に参加する機会を設けることでスキルアップ環境の向上を図った。(15)

○看護師、保健師等の確保と資質向上				
16	看護師等修学資金貸与事業 (保健医療部保健医療総務課)	135,664	順調	○将来、県内において看護職の業務に従事しようとする者に対し、修学資金の貸与を行った。予算の範囲内での貸与となるため269名に貸与し、累計貸与件数は計画値の834件を上回り、実績値1,378件となった。 貸与者の9割は免許取得後、県内の看護職員の確保が困難な施設で就業しており、県内の看護職員の確保に効果をあげることができた。(16)
17	看護師等養成所の安定的な運営 (保健医療部保健医療総務課)	141,309	順調	○民間看護師養成所5件の運営費を助成し、安定的な看護職者の養成及び確保が図られた。(17)
18	新人看護職員研修事業 (保健医療部保健医療総務課)	21,531	順調	○基本的な臨床実践能力を獲得するため、新人看護職員に対する教育研修を実施した35医療機関に対し、補助を行った。卒後臨床研修受講者は計画値550人に対し実績値542人となり、看護の質の向上及び離職率の改善に寄与した。(18)
19	特定町村人材確保対策事業 (保健医療部保健医療総務課)	6,177	やや遅れ	○保健師不在村に対する保健事業への助言・指導を実施、特定町村等保健師の会議の開催や現地での技術的指導・助言を実施した。また、離島の保健活動に関心を持つ学生を対象に離島保健活動体験セミナーを実施し6名の学生が参加した。保健師配置については、地理的条件等により人材の確保・定着が困難な特定町村(16町村)のすべてで配置済であったが、1村で年度途中退職により未配置となった。また、多様な住民ニーズに対応するため、全特定町村での複数配置に取り組んでいるが、3村で複数配置されていない状況である。(19)
20	へき地保健指導所事業費 (保健医療部保健医療総務課)	28,959	順調	○無医地区等のへき地保健指導所(9市町村12保健指導所)における保健指導事業に伴う運営費を補助した。(20)
21	代替看護師派遣事業 (保健医療部保健医療総務課)	10,582	順調	○県立16箇所の離島診療所に看護師の代替派遣を実施した。代替看護師は、当事業と県立病院(親病院)から派遣しており、派遣日数は計457日(当事業:312日、親病院:145日)となり、離島診療所の勤務環境の改善が図られた。(21)
22	県内就業准看護師の進学支援事業 (保健医療部保健医療総務課)	4,115	順調	○県外の2年課程通信制で学ぶ県内就業准看護師に対し渡航費の補助を行い、県内看護の質の向上に寄与した。計画値の70名に対し、実績値63名となっている。(22)
23	認定看護師の育成事業 (保健医療部保健医療総務課)	22,130	順調	○県外の認定看護師養成課程等に看護師を派遣する11医療機関に対し費用の一部を補助し、16名の看護師を派遣することで、水準の高い看護を実践できる認定看護師を育成し、質の向上を図ることができた。(23)
24	院内保育所運営費補助事業 (保健医療部保健医療総務課)	4,916	順調	○院内保育所の運営に要する人件費に対し補助(3医療機関)することで、医療従事者の離職防止と再就業の促進を図ることができた。(24)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7	13.8人	233.6人 (26年)
	状況説明	県内の医療施設に従事する医師数は増加傾向にあり、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると南部圏域に医師が集中し、北部・離島圏域は依然として厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	看護職員の充足率	97.0% (23年)	98.9% (27年)	98.9%	1.9ポイント	99.0% (27年)
	状況説明	県内の看護業務従事者は年々着実に増加を続けており、需給見通しの推計によると充足率は全国平均を上回っており、H28目標値を達成した。今後も就労環境改善や離職防止等の対策を図ることで、安定的な職員の確保に努める。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	新人看護職員離職率	14.5% (21年)	7.1% (27年)	8.6%	7.4ポイント	7.8% (27年)
	状況説明	新人看護職員に対する教育研修体制の整備に取り組む病院が増えた結果、就労環境の改善が図られ、離職率がH26年度5.7%、H27年度7.1%とH28年目標値を既に達成している。今後も順調に推移するよう取組を推進していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
医師の配置数(離島・へき地)	18人 (26年)	20人 (27年)	24人 (28年)	↗	—
指導医招聘数	11人 (26年)	11人 (27年)	11人 (28年)	→	—
勤務環境改善に取り組む病院への助成件数	14病院 (26年)	15病院 (27年)	11病院 (28年)	→	—
研修プログラム参加者数(原則、最大6人)	7人 (26年)	6人 (27年)	6人 (28年)	→	—
医療施設従事医師数(人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)
自治医科大学卒業生数(累計※就労者のみ)	78名 (26年)	79名 (27年)	81名 (28年)	↗	—
宮古・八重山圏域における医療施設従事医師数(人口10万人あたり)	159.3人 (22年)	163.8人 (24年)	175.6人 (26年)	↗	—
業務従事者数(保健師、助産師、看護師、准看護師)	17,224人 (22年)	18,151人 (24年)	19,097人 (26年)	↗	1,509,340人 (26年)
看護師国家試験合格率	97.4% (26年)	98.3% (27年)	98.2% (28年)	→	94.3% (28年)
特定町村(16町村)における保健師配置数	16町村 (26年)	16町村 (27年)	15町村 (28年)	↘	—
保健師複数配置でない町村数	4村 (26年)	5村 (27年)	4村 (28年)	→	—
認定看護師数	141人 (26年)	176人 (27年)	205人 (28年)	↗	17,443人 (28年)
認定看護師数(人口10万人あたり)	9.92 (26年)	12.2 (27年)	14.3 (28年)	↗	13.7 (28年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○医師の確保と資質向上

- ・医師確保対策について、県内の人口10万人あたりの医療施設従事医師数は全国平均を上回り、増加傾向にあるが、南部圏域に医師が集中し北部圏域及び宮古、八重山圏域においては医師が不足している。また産婦人科や脳外科等といった診療科の医師が不足し、診療科の偏在といった課題がある。
- ・代診医派遣事業について、離島・へき地診療所での勤務を強く希望する医師は限られていることもあり、診療所においては医師一人体制をとっていることが多い。交代で勤務する医師もいないこと、また急患があると時間外でも対応しないといけないことから、勤務環境が過酷なものとなっている。
- ・医師不足は本県全体の問題であり、代診医を出すことのできる余力がある医療機関は限られている。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・特定町村人材確保対策事業について、一部の小規模離島においては、保健師の採用募集を行っても応募がなく、また保健師が確保された場合であっても、定着が困難な状況にある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○医師の確保と資質向上

- ・他県のへき地と比較して本県のへき地は人口減少が緩やかであるため、依然として本県のへき地における医療需要は相対的に高い。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・新人看護職員研修事業について、厚労省の医療施設調査(平成26年度)から、県内で新人看護職員がいる病院の割合は全体の58.5%、うち「新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している」病院は81.8%となり、自施設において研修を実施する体制が整っていない等の理由により研修が実施されていない施設があることが分かった。
- ・特定町村人材確保対策事業について、大学教育においても離島での実習を実施し、島嶼地域の保健活動が学べるようになってきている。
- ・認定看護師の育成事業について、認定看護師は、地域看護のリーダー的役割や発症予防における水準の高い看護実践を担い、認定看護師の配置が診療報酬の算定要件として認められるなど、病院看護管理者の認定看護師配置増へのニーズは高く、看護師の専門性向上のための選択肢の一つとして認定看護師の取得が確実に定着している。一方、全国と比較して認定看護師が不足している分野等があるため、当面県が補助することで強化していく必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○医師の確保と資質向上

- ・医師の確保対策について、自治医科大学への学生派遣や医学臨床研修事業等により医師を養成し、離島へき地に安定的に医師の派遣(配置)が行えるよう取り組む。
- ・代診医派遣事業について、離島診療所の勤務環境改善を図るため、県(県病院事業局含む)、及び関係市町村、拠点病院等のそれぞれの関係者が離島医療問題とそれに対する取組を共有するために協議する場を引き続き設ける。また、診療所医師の資質向上を図るための研修機会を確保することで診療所医師の勤務環境を改善し、医師の定着を図る。
- ・拠点病院が離島・へき地医療に更なる貢献が図れるよう、連絡会議を行うなどをしてへき地医療支援機構と拠点病院との連携を強化し、離島・へき地における医療提供体制の確保を図る。
- ・医師派遣等推進事業では、全国的に医師の確保が困難な診療科の医師派遣を優先的に事業の対象とする等、事業予算の効果的な執行を図る。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・特定町村人材確保対策事業では、小規模離島の人材確保を図るため、県のホームページ等を活用した広報活動や、保健師を目指す学生への離島の保健活動に関する講義は継続し、離島の保健活動体験セミナーの継続については、保健所等の特定町村支援担当者等の意見を踏まえて検討していく。
- ・新人看護職員を実施していない施設の状況を確認し、自施設において単独で実施する体制が整っていない施設については、「多施設合同研修事業」や「医療機関受入研修事業」を実施する。また、「研修責任者等研修会」を開催し、講義のみでなく、多施設の研修プログラム企画・運営組織等の情報交換の場を設け、施設間の情報共有や連携・調整の方策について検討する。
- ・認定看護師数を全国と同水準まで増やし、看護の質の向上を図るため、県外の認定看護師養成課程等に看護師を派遣する医療機関に対し費用の一部を補助することに加え、県内で実施する認定看護師養成課程への費用補助を検討する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	③救急医療、離島・へき地医療の充実	実施計画掲載頁	120頁	
対応する主な課題	○島嶼県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○救急医療、離島・へき地医療体制の充実				
1	離島・へき地ドクターバンク等支援事業 (保健医療部保健医療総務課)	25,596	順調	○求人医療機関と求職医師の窓口を沖縄県へき地医療支援機構内に設置し、県内の医療機関勤務を希望する医師へ情報の発信及び情報の集約を行った。また、沖縄県へき地医療支援機構として、離島・へき地診療所に対して総合的な支援を行った。(1)
2	専門医派遣巡回診療及び遠隔医療支援事業 (保健医療部医療政策課)	35,051	順調	○医療提供体制が十分でなく専門診療科(眼科、耳鼻科等)の受診が困難な離島に専門医を派遣し、巡回診療を実施した。診療実績は順調に増加しており(H28診療回数106回、延べ受診者数1,217人)、離島における専門診療科の受診機会を確保することができた。(2)
3	ヘリコプター等添乗医師等確保事業 (保健医療部医療政策課)	47,542	順調	○添乗当番病院の新規確保のため、救急病院(3施設)へ参画を依頼するとともに、一括交付金を活用して実施している派遣協力病院(11病院)に対する運営費の補助を実施した。また、一括交付金を活用して急患搬送に必要な医療機材等を整備した。(3)
4	救急医療用ヘリコプター活用事業 (保健医療部医療政策課)	270,425	順調	○ドクターヘリの安定継続的運航を図るため、ドクターヘリの運航に関して、本県特有の地理的特性等の事情により全国に比べ割高となっている運営経費に対し、一括交付金を活用した補助を継続して実施した。ヘリ基地の移転に伴うヘリポート及び周辺施設の整備等に係る経費に補助(県単)を行い、期限内の移転が完了した。(4)
5	急患空輸体制構築推進事業 (保健医療部医療政策課)	—	順調	○医療機関と連携し、ヘリポートの整備に努めるとともにドクターヘリと救急車が合流する緊急離着陸場(ランデブーポイント)を、病院近接地に確保し、救急患者を迅速に病院へ搬送する体制の維持を図った。(5)

様式2(施策)

6	災害時の救急医療体制の充実 (保健医療部医療政策課)	14,529	順調	○広域災害救急医療情報システムの運用を行うとともに、DMATチームの欠員を補充し、県内DMATは22チームを維持した。(6)
7	小児救急電話相談事業(＃8000) (保健医療部医療政策課)	13,859	順調	○看護師・医師による子どもの急な病気への電話相談「＃8000」を実施した。 ・実施日数362日(台風等のため3日休止) ・実施時間19時間～23時の4時間 また、「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関等や保育園、幼稚園等に配布した。(7)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7人	13.8人	233.6人 (26年)
	状況説明	県内の医療施設に従事する医師数は増加傾向にあり、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると南部圏域に医師が集中し、北部・離島圏域は依然として厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	救急医療告示病院数	26施設 (23年)	26施設 (28年)	28施設	—	—
	状況説明	施設数はほぼ維持されているものの、救急医の確保が困難なため、夜間・休日の急患受入体制の維持・確保が厳しさを増しているが、平成24年度に25施設となった救急告示病院(救急病院)は、平成28年度に1施設増加し26施設となった。 過去3ヶ年をとおして、＃8000利用者の約75%以上が夜間の受診を控えていることから、救急医療機関の適切な受診の促進には一定の役割を果たしていると考えられる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)
ドクターヘリ救急搬送件数 (搬送人数)	323件 (326人) (26年度)	326件 (327人) (27年度)	347件 (354人) (28年度)	—	—
ランデブーポイント数	305箇所 (26年)	311箇所 (27年)	320カ所 (28年)	↗	—
沖縄県内のDMAT数	21チーム (26年度)	22チーム (27年度)	22チーム (28年度)	—	—
＃8000利用後、「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	75% (26年)	76% (27年)	79% (28年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・離島・へき地ドクターバンク等支援事業について、離島・へき地診療所等では、長期での医師確保が難しい診療科や、確保後も医師自身の体調不良等によって医師が不在となるなどの課題を抱えている。また、医師不足は本県全体の問題であり、代診医を出すことのできる余力がある医療機関は限られている。
- ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業について、添乗当番病院は曜日ごとに決めており、固定の曜日を毎週担当する病院と、複数の曜日を隔週で担当し、場合によって週に2回当番となる病院がある。また、宮古地区、八重山地区の当番病院は、各々365日通年で当番体制を敷いている。添乗医師等を確保するために当番日の人員配置を行うなど、添乗当番病院には大きな負担となっている。
- ・救急医療用ヘリコプター活用事業について、本県のドクターヘリは、地理的特性等の沖縄特有の事情(燃料費が割高、洋上飛行が多く付属品のフロート等の装備品が必須、それに伴う減価償却費の負担増等)により全国に比べ割高となっている。搬送回数の半数以上で飛行距離が半径100kmを超える洋上飛行となっており、全国と比べ搬送距離及び搬送時間が長くなっている。
- ・災害時の救急医療体制の充実について、本県のDMAT数は年々増加してはいるが、依然として既存DMATに欠員が発生している状況がある。DMATの編成には医師1名、看護師2名、業務調整員1名が必要であり、一つの職種でも欠員になるとDMATとしての活動に支障を来してしまう。
- ・小児救急電話相談事業(#8000)について、相談員には、県内病院の看護師20名がローテーションであたっているが、対応時間が夜間であり、相談内容によっては訴訟リスクもあることから、相談員となる看護師を確保することは難しい。また、電話のみでの的確に小児患者の症状を把握し、助言を行うためには通常の医療現場とは異なるスキルが必要であるため、相談員育成には時間を要する。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・他県のへき地と比較して本県のへき地は人口減少が緩やかであるため、依然として本県のへき地における医療需要は相対的に高い。
- ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業について、離島・へき地の住民にとっては、ヘリコプター等での急患搬送を行う仕組みが存在することが、地域に安心して住み続ける支えとなっている。
- ・平成28年度に鹿児島県奄美地域にドクターヘリが導入された。
- ・急患空輸体制構築推進事業について、ヘリポートは患者搬送を考慮し病院敷地内の地面に設置することが望ましいが、県内各病院の立地状況は、敷地面積や周辺環境の問題を抱えているため難しい状況である。
- ・熊本地震の発生により、災害時における医療提供体制への関心が高まっている。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・診療所医師の資質向上を図るための研修機会を確保することで診療所医師の勤務環境を改善し、医師の定着を図る。
- ・離島・へき地の診療所等については県(病院事業局含む)、関係市町村、へき地医療拠点病院等の関係者が、離島医療が抱える課題を共有し、引き続き解決に向けて連携して取り組む。
- ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業では、添乗当番病院の新規確保のため、引き続き救急病院へ添乗当番病院への参画推進を図るとともに、平成24年度から一括交付金を活用して実施している派遣協力病院に対する運営費の補助を引き続き実施する。
- ・救急医療用ヘリコプター活用事業では、ドクターヘリの安定継続的運航を図るため、ドクターヘリの運航に関して、本県特有の地理的特性等の事情により全国に比べ割高となっている運営経費に対し、一括交付金を活用した補助を継続して実施する。
- ・病院敷地内へのヘリポート設置は、県内各病院の立地状況から難しい状況であるが、病院近接地にドクターヘリと救急車が合流する緊急離着陸場(ランデブーポイント)を引き続き確保し、救急患者を迅速に病院へ搬送する体制を維持する。
- ・欠員補充によるDMAT養成研修受講においては、引き続き、既存DMATの欠員状況を的確に把握し、より優先度の高い県内各DMATの混成で受講し、限られた受講枠でも欠員により編成が出来ないDMATが発生しないよう留意しつつ新規DMATの養成を図っていく。DMAT養成研修の受講枠の拡大を厚生労働省に要望していく。
- ・小児救急電話相談事業(#8000)について、相談員間で相談事例を共有することでスムーズな電話対応に努め、より多くの相談に対応できるよう取り組む。小児に関する主な症例やその対応方法、経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」を、県内の小児科標榜診療機関、保育所や幼稚園等に引き続き配付し、適切な救急医療機関の受診を普及啓発していく。相談室を増設し、幅広く相談員を募集することで、相談員を確保する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成		
施策	①福祉サービスの向上や福祉施設等の整備の促進	実施計画掲載頁	122頁	
対応する主な課題	○誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、適切に漏れなく必要とする福祉サービスを利用し、自立した生活が可能となる仕組みが必要である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○生活自立のための基盤整備				
1	日常生活自立支援事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	89,286	順調	○判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理を行うなどの権利を擁護する事業への補助を行ったほか、専門員に対する事例検討や活動の振り返りを内容とした研修を実施した。(1)
2	福祉サービス第三者評価事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	1,980	大幅遅れ	○福祉サービス第三者評価事業の推進を図るため、専用ホームページの全面改修・充実化、関係各課ホームページとのリンクを進め、アクセスしやすいよう環境整備に努めた。また、県独自のパンフレットを作成し、社会福祉施設管理者向け説明会で配付し事業の周知を図った。(2)
3	島しょ型福祉サービス総合支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	36,653	順調	○介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島市町村に対し、事業運営に要する経費及び渡航費を補助した。(運営費補助:7町村の離島11箇所、渡航費補助:11市町村16箇所)(3)
4	地域共生ホーム(仮称)の整備 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	—	順調	○地域共生ホームに特化した事業はないが、県が行っている「地域支え合い体制づくり推進事業」で3市町に対して、「地域活動の拠点整備」の支援を行った。(4)
5	生活困窮者自立支援事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	86,858	順調	○県内4箇所(北部、中部、南部、久米島)の相談窓口に加え、新たに平成28年5月に南部に窓口を増設し、生活困窮者の相談支援に対応したほか、就労支援、家計相談支援等を行った。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	日常生活自立支援事業利用者数	477人 (23年)	624人 (28年)	642人	147人	—
	状況説明	利用者数は順調に推移している。高齢者人口や地域生活に移行する精神・知的障害者の増加により、利用者数の増加傾向は今後も続くこととみられることから、引き続き、目標値の達成を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
介護サービスが提供可能な離島数	17島 (26年)	19島 (27年)	19島 (28年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、新規契約には、契約締結能力の確認、家族等との関係調整、支援計画の策定などを行わなければならない時間を要する。また、死亡による解約も多く、遺留品の取扱いに時間を要する。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、本事業の担当課と、福祉サービス事業者を直接対応する窓口をもつ事業課が別になっており、効果的な事業の周知等の取組が進められなかったことから、関係する事業課との連携強化が必要である。また、事業者等において、社会福祉法に基づき定期的に行われる法人・施設監査と混同されることが多く、第三者評価の受審の必要性が感じられにくいものとなっている。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業について、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、小規模離島の介護サービス基盤を維持・拡充する必要があるが、本事業による支援が必要不可欠であるが、経済的基盤の脆弱さ等に起因し、離島市町村行政の執行体制が比較的弱くなっており、マンパワー不足から、本事業の周知及び活用が不十分になりがちである。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備に関して、現在制度として確立したものではなく、地域共生ホームに特化した補助金の創設については、再検討を要する。
- ・生活困窮者自立支援事業について、県では、5か所の自立相談支援窓口を設置し、町村部への支援を行っているが、自立相談支援窓口がない自治体では、支援内容や制度自体を知らない潜在的な支援対象者がいる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、少子高齢化の進行により、沖縄県においても平成37年には県民の4人に1人が高齢者になると見込まれている。
- ・国においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が目指されている。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、保育所において受審料の半額相当が保育所運営費として加算できることとなった。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業について、沖縄県全体の高齢化率(17.9%)と比較し、離島における高齢率(25.0%)は高い状況にあり、今後も高水準で推移することが見込まれ、介護ニーズが増加傾向にある。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅サービスの基盤の維持・拡充を図る必要がある。また、平成27年度の介護報酬改定により、▲2.27%の減額報酬となっているため、事業所運営に影響(赤字幅の拡大)があり、本事業による継続的な支援が必要となっている。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備に関して、「地域支え合い体制づくり推進事業」で「地域活動の拠点整備」の支援をしており、それを利用して地域活動拠点の整備をすることが可能である。
- ・子どもの貧困問題に対する県民意識の高まりにより、生活困窮、貧困等の課題への注目が高まっている。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業においては、沖縄県社会福祉協議会と意見交換等を実施しながら、専門員、生活支援員の確保及び資質向上など、事業の効率的な実施を含め、待機者解消に向けた取組等について検討を行う。また、平成29年度は専門員を増員し、中部地域の待機者解消と利用者に対する支援促進を図る。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、情報交換や制度説明をとおして施設を所管する関係各課との連携を強化し、効果的な制度周知を図る。また、受審料負担の軽減のため、平成29年度より補助事業を実施する。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業に関しては、今後も、市町村ヒアリング等を通して個別具体的な事務支援(平成29年度は粟国村)を行うことで、本事業の活用促進を図る。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備については、県が行っている「地域支え合い体制づくり推進事業」で「地域活動の拠点整備」の支援を行っているため、各市町村での事業の必要性と実効性の確認後、地域支え合い体制づくり推進事業での整備を促していく。
- ・生活困窮者自立支援事業について、パンフレットを作成し、関係機関の窓口に配置するとともに、一次相談窓口となる町村役場、町村社会福祉協議会の担当者に対して、説明会を開催することで、支援内容や制度の周知を図るほか、潜在的な支援対象者の早期支援に繋げるため、訪問支援(アウトリーチ)を実施するとともに、離島など相談窓口から遠隔の自治体については、出張相談会を実施する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成	
施策	②日常生活を支える地域福祉のネットワークづくり	実施計画掲載頁	122頁
対応する主な課題	○地域における要援護者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など多様であるが、既存の制度・サービスのみでは支援できない方もいるため、地域において互いに支え合う地域福祉社会の実現に向けて、地域福祉のネットワークづくりが課題である。		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○ともに支え合う地域社会の形成				
1	コミュニティソーシャルワークの推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	12,987	順調	○市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員等に対し、コミュニティソーシャルワークに関するセミナー・研修等を5回実施した。(1)
2	要援護者支援ネットワークづくりの推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	5,597	順調	○アドバイザー(委託)による全体計画策定促進や避難行動要支援者名簿に係る相談支援を2市町村に対して合計6回実施したほか、名簿未作成の9市町村への状況確認の個別訪問等を実施した。(2)
3	民生委員児童委員活動の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	84,626	順調	○民生委員研修を15回開催したほか、広報活動等で民生委員及び民生委員活動に対する支援を行い、地域福祉を推進し県民福祉の向上を図ったほか、民生委員の充足率向上に向け、充足率の低い市町村を対象に、市長等との意見交換会を29回実施した。(3)
4	地域ボランティアの養成 (子ども生活福祉部福祉政策課)	11,576	順調	○市町村ボランティア担当職員の資質向上のため、ボランティアセンター推進研究会を2回開催し、メールマガジンやホームページによる活動情報の提供を毎月2回行う等、ボランティアの充実強化に取り組んだ。(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	コミュニティソーシャルワーカー配置数	10人 (24年度)	74人 (28年度)	21人	64人	—
1	状況説明	コミュニティソーシャルワーカーの人数については、増加傾向で推移しており、H28目標値は達成している。配置自治体は19市町村であることから、今後、未配置の自治体への対応を検討する必要がある。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	要援護者支援ネットワーク推進組織数	0か所 (24年度)	—	55か所	—	—
2	状況説明	災害時避難行動要支援者の全体計画、名簿、個別計画が策定されることにより、要援護者への支援が促進される。要援護者支援ネットワークは、地域の自主防災組織、民生委員、消防団員、地元住民が協業して、地域力が醸成するためのネットワークであるが、「要援護者支援ネットワーク推進組織数」を調査する全国共通の調査がないため、消防庁調査項目である、名簿作成率を代替指標としてして事業を進めている。本取組により、避難行動要支援者名簿の作成率は年々上がっており、全国平均を上回っている状況である。				

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	民生委員・児童委員の充足率	88.2% (22年)	83.6% (28年)	93.9%	△4.6ポイント	96.3% (28年)
	状況説明	民生委員制度は全国的な制度であり、平成28年度は3年に1度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた。充足率は、一斉改選に伴い一時的に低下したが、その後は徐々に充足率は上がっているため、引き続き民生委員・児童委員の活動等について周知を図り、目標値の達成を目指す。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	県人口に占めるボランティア数	5.4% (21年)	—	5.8%	—	5.7% (21年)
	状況説明	基準値及び目標値の算定に用いたボランティア数については、定期的に公表されるものではなく、毎年度実績値を算出し評価することができないが、平成24年度以降は、沖縄県ボランティアセンターへの登録者数を基にボランティア数を把握しており、平成24年度登録者数である21,731人と比べると、平成28年度は26,434人となっており、ボランティアに参加している人数は着実に増えている。今後も担当職員の資質向上のための研究会の開催や、メールマガジンやホームページ等による普及啓発の実施などにより、引き続きボランティア活動を促進しボランティア数の増加を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
避難行動要支援者名簿の作成状況	18市町村 (43.9%) (24年度)	29市町村 (70.7%) (27年4月)	36市町村 (87.8%) (28年4月)	↗	84.1% (28年4月)
民生委員・児童委員の充足率の推移	89.7% (26年)	89.6% (27年)	83.6% (28年)	→	96.3% (28年)
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に参加している会員の総数	24,897人 (H26年)	25,047人 (H27年)	26,434人 (H28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>〇ともに支え合う地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティーソーシャルワーカーの推進については、離島町村にコミュニティーソーシャルワーカーは配置されておらず、市町村間で偏りがある。また、コミュニティーソーシャルワーカーとして配置されていなくても同様の活動を行っている者はいるため、そのような方々を含めた相談技術や資質向上が課題である。 ・要支援者支援ネットワークづくりの推進について、全体計画及び名簿の一部は行政主導での作成が可能であるが、個別計画の策定、名簿の精度向上と運用については、地域住民等の協力が必要であるほか、その効果的な実施のため、個別計画策定の支援経験があるアドバイザー等の活用が必要であるとともに、県及び市町村担当者に対し、避難行動における最新の取組や方法論について研修会を開催することも必要と考える。 ・民生委員・児童委員事業について、充足率の低い状態が慢性的に続くことによる仕事量の増加や、民生委員活動に対するマイナスイメージ(忙しい、大変等)等が、担い手不足の一因になっている。 ・地域ボランティアの養成については、ボランティアに関する情報の発信不足や、ボランティアの受け入れ、活動の場の提供など、ボランティア活動の支援や環境整備などの体制が充実していない。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>〇ともに支え合う地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者支援ネットワークづくりの推進については、東日本大震災以後も、自然災害が頻発しており、災害時における要支援者を含めた住民の安全確保に対する意識が高まっている。 ・民生委員・児童委員事業について、生活困窮者自立支援制度の施行や、虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、民生委員・児童委員に対する役割や期待が高まっており、負担感が増している。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

〇ともに支え合う地域社会の形成

- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進するため、コミュニティソーシャルワークに関する研修やセミナー等を実施し、見守り体制等を含めコミュニティソーシャルワークの重要性等を確認するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの育成等を行う。
- ・要援護者支援ネットワークづくりの推進については、全体計画、名簿作成の支援から、次のステップとして、個別計画の策定支援の経験等を有するアドバイザーを派遣して、名簿の更新や活用、実際の災害時に利用可能な個別計画の策定に重点を置いた支援を行う。
- ・民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修等の充実を図るとともに、民生委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境整備に努めるほか、民生委員の担い手確保のために、県広報誌やチラシ等を活用したPR活動を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。
- ・地域ボランティアの養成については、ボランティアコーディネーターの育成が必要であるため、研修等を行い人材育成を図るとともに、沖縄県社会福祉協議会が運営する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」のホームページにおいて、ボランティア活動をしている人の情報登録を行うとともに、ボランティア活動に関するイベントやボランティア募集情報等の提供を行う等拠点機能を活かした支援を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成		
施策	③住宅セーフティネットの構築	実施計画掲載頁	123頁	
対応する主な課題	○本県は持家率の低さや、住宅の居住水準の低さに加え、低額所得者世帯の割合が全国で最も高いこともあり、公営住宅の需要は高い。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する必要がある。			
関係部等	土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○公営住宅の整備と住環境の向上				
1	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	3,431,258	やや遅れ	○市町村からのヒアリングを実施した際に、建替時の増戸を促した。県営住宅においては、平成29年2月に県営大謝名団地の建替事業(第2期・116戸建設)の整備に着手し、計画の680戸に対し534戸の着工戸数となった。(1)
2	沖縄県居住支援協議会の設立 (土木建築部住宅課)	5,965	順調	○沖縄県居住支援協議会の取り組み、高齢者向け住宅等の各制度及び沖縄県あんしん賃貸支援事業について、パンフレット等を作成し福祉関係団体へ周知活動を4回行った。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	公営住宅管理戸数	29,834戸 (23年度)	29,431戸 (28年度)	30,484戸	△403戸	—
1	状況説明	基準値(29,843戸)から現状値(29,431戸)と403戸減少し、目標値を達成できなかった。これは、大型団地の建替スケジュールの見直しに伴い、既存の管理戸数から除却した公営住宅の戸数を減じていることや、老朽化した公営住宅を優先的に建替えているため、新規建築戸数が伸び悩んでいるためである。建替え時の増戸を継続的に行うなど、成果指標の改善に向けてより一層取組を推進していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県居住支援協議会説明会の開催数	5回 (26年度)	1回 (27年度)	4回 (28年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○公営住宅の整備と住環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業について、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替え時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先的に実施していることから、新規団地の建設が遅れている。今後、建替が必要となる団地は、更に増加する見込みである。 ・沖縄県居住支援協議会の設立については、沖縄県あんしん賃貸支援事業の周知活動の取組の結果、あんしん賃貸住宅13棟(累計63戸)、支援団体2件の登録をすることができたが、同事業を活用した入居契約実績が累計4件と少ない状況である。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○公営住宅の整備と住環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業について、低額所得者世帯の割合が、全国(19.2%)、沖縄県(36.2%)となっており、また最低居住面積水準未満世帯の割合も全国(7.09%)、沖縄県(10.8%)と、全国と比較して居住水準が低い。 ・沖縄県居住支援協議会の設立については、住宅確保要配慮者においては、トラブル回避等の理由から、入居を制限する民間賃貸住宅が存在することから、沖縄県あんしん賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図る対策を沖縄県居住支援協議会WG会議等で福祉関係団体等と連携しながら取り組む必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○公営住宅の整備と住環境の向上

- ・公営住宅整備事業について、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、公営住宅整備事においては、地域の住宅事情をきめ細かく把握している市町村に予算の優先配分を行い、建替え時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替え時の増戸を継続的に行う。さらに、老朽化した公営住宅の計画的な改修や修繕等を行うことにより、建物の延命化を図ることにより、コスト縮減を図る。加えて、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、効率的な建替事業を推進していく。
- ・沖縄県居住支援協議会の設立については、沖縄県あんしん賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図るため、専門相談員(社会福祉士等の有資格者)の配置に向けて取組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	①食品等の安全・安心の確保	実施計画掲載頁	125頁	
対応する主な課題	○広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。 ○安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び湯水時等の衛生対策を図る必要がある。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○食品衛生対策				
1	食品衛生対策 (保健医療部衛生業務課)	26,312	順調	○「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく食品取扱施設への監視指導件数は、計画値9,024件に対し実績値10,851件で、食品の検査数は、計画値1,479件に対し実績値1,531件となった。また、「HACCPの導入型基準」の普及促進を図るため、食品取扱施設を対象した講習会を(一社)沖縄県食品衛生協会等の関係団体と連携し、食品取扱施設を対象した講習会を開催した。(1)
○飲料水衛生対策				
2	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費) (保健医療部衛生業務課)	3,611	やや遅れ	○簡易専用水道及び専用水道の新設事業者に対し、設置後の検査受検について指導を行った結果、県内の簡易専用水道の検査受検率は平成27年度実績で80.3%と全国平均約78%を上回った(平成28年度実績は現在集計中)。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	食中毒発生件数	35件 (22年)	29件 (28年)	基準年以下	6件	1,139件 (28年)
	状況説明	食中毒の発生件数については、直近の3年間で16件(平成26年)、18件(平成27年)、29件(平成28年)と増加傾向にあるが基準値内であり、「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査の取り組みは、計画どおりに進捗しており、目標を達成した。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
簡易専用水道の検査受検率	94.5% (25年度)	89.1% (26年度)	80.3% (27年度)	↘	78.3% (27年度値)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○食品衛生対策

・県内の食品取扱施設数は約35,000施設(那覇市を除く)あり、限られたマンパワーで全施設を監視指導することは困難な状況にあることから、計画的かつ効果的に監視指導等を行う必要がある。
・国は、平成32年度までに、食品の安全を確保する衛生管理手法の一つである「HACCP(ハザップ)」の導入を食品取扱事業者に法的に義務化することとしている。しかしながら、食品取扱事業者の「HACCP」に関する知識や認識については、十分とは言えない状況であるため、食品取扱事業者に対し「HACCP義務化への周知」及び「HACCPに関する普及促進」を図る必要がある。

○飲料水衛生対策

・沖縄県における簡易専用水道の検査受検率は、全国と比較して多少高めではあるが、近年減少傾向にある。検査受検率の向上には、設置者への広報活動等様々な施策を行う必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○食品衛生対策

・本県の気候は、他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にあり、九州・沖縄8県で見ると、本県は2番目に食中毒発生件数が多い。

○飲料水衛生対策

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村(平成28年度現在、県内41市町村中22市町村)に移譲されていることから、市町村との連携を図り水道水の衛生対策を行う必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○食品衛生対策

・細菌性食中毒が発生しやすい環境にあることから、「平成29年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査を計画的かつ効果的に実施できるように取り組む。
・食品取扱施設への「HACCP義務化への周知」及び「HACCPに関する普及促進」については、食品取扱施設を対象した講習会等を開催し、また、各保健所で定期的に行っている食品衛生講習会へ盛り込むことで、その周知及び普及促進を図る。また、関係団体等と連携し、「HACCP」に関する普及促進に取り組む。

○飲料水衛生対策

・市町村水道担当課長会議等において、引続き衛生対策の体制整備等、取組の推進を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。
・権限移譲された全市町村へ、衛生対策の体制整備等への更なる取組を促すなど検査受検率向上を図る。
・沖縄県からも設置業者に対し、検査受検の実施を促すよう取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	②感染症対策の推進	実施計画掲載頁	125頁	
対応する 主な課題	○感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	結核対策 (保健医療部地域保健課)	6,000	順調	○結核患者の服薬支援として患者訪問、カンファレンス11回、検討会議2回及び関係機関への研修会14回を開催した。また、潜在性結核感染症の医師向け研修会1回、会議を2回実施した。さらに、集団感染事例が3例発生したことから、マスコミ等を通じて、県民に注意喚起を行った。(1)
2	感染症予防対策 (保健医療部地域保健課)	91,726	順調	○エイズ対策強化のため、夜間検査、治療拠点病院研修等による検査実施体制の強化や相談、普及啓発を行った。また、感染が広がっている個別施策層の感染予防のため、検査の普及啓発をNGO等と連携して実施した。HIV抗体検査件数は前年より124件減少し2,171件となり、年度計画値2,500件を344件下回ったが、申し込みのあった検査は全て行った。(2)
3	予防接種の推進 (保健医療部地域保健課)	6,400	順調	○予防接種法に基づき実施する予防接種の実施率向上を図るため、引き続き市町村への指導を行うとともに、予防接種による健康被害に対し、健康被害救済措置として給付金を支給した。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	結核患者罹患率	18.7人 (22年)	14.9人 (27年)	減少	3.8人	14.4人 (27年)
	状況説明	結核患者罹患率は14.9と平成22年の基準値と比較して減少した。引き続き、早期発見、早期治療について周知を図るため、関係者及び県民に結核に対する広報活動を行い、結核患者罹患率の減少を図る。				
2	麻しん予防接種率	92.2% (22年)	92.6% (27年)	95.0%	0.4ポイント	96.2% (27年)
	状況説明	麻しんの流行を阻止するためには予防接種率が95%以上必要とされているが、沖縄県の接種率は95%には達していない状況であり、引き続き県が指導・助言及び普及啓発を行っていく必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
新たに結核として登録された者のうち60歳以上が占める割合	68.3% (25年)	76.3% (26年)	76.3% (27年)	↗	71.8% (27年)
潜在性結核感染症患者数	210人 (25年)	182人 (26年)	118人 (27年)	↗	6,675人 (27年)
初診から結核診断が1ヶ月以上の患者の割合	28.3% (25年)	25.4% (26年)	37.2% (27年)	→	21.5% (27年)
肺結核喀痰塗抹陽性患者の治療成功率	53.3% (24年)	54.2% (25年)	56.7% (26年)	↗	49.1% (25年)
全肺結核患者に対する治療失敗・脱落率	8.0% (24年)	5.8% (25年)	6.8% (26年)	→	7.3% (25年)
HIV抗体検査数	2,899件 (26年)	2,295件 (27年)	2,156件 (28年)	→	平均2,058件 (27年)
10万人あたりのHIV抗体検査数	204件 (26年)	163件 (27年)	149件 (28年)	→	平均72件 (27年)
麻疹予防接種率	92.3% (25年)	93.3% (26年)	92.6% (27年)	→	96.2% (27年)

III 内部要因の分析 (Check)

・結核対策については、潜在性結核患者の増加に伴い、現在のマンパワーでは、全患者へのDOTSが厳しい状況である。そのことが、治療の脱落増加へもつながる可能性も高いことから、メールの自動配信システムや薬局を活用した服薬支援と、DOTS方法の選択肢を増やし取り組むこととした。また、近年、結核高まん延国からの日本語学校留学生の発病報告の増加がみられるが、医療アクセス、患者支援のためのコミュニケーションツール等の支援体制整備の必要がある。

・感染症予防対策について、国内外での新興・再興感染症の発生状況からも、感染症指定医療機関運営費補助は維持していく。また、新型インフルエンザ等の感染症対策のため、医療機関で患者を速やかに受け入れられるよう、医療器材等の体制整備状況を把握し、効率的に推進していく必要がある。

・エイズ感染の広がっている個別施策層に対して、感染予防のための啓発活動を行う際、行政からの直接的な啓発アプローチでは困難である。NGO等と連携し対策強化に取り組む必要がある。

・予防接種の推進について、実施主体は市町村であるが、接種率の向上を図るためにも、引き続き、県の指導・助言及び普及啓発を実施する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・結核対策について、結核患者は、60歳以上が半数以上占める。高齢者は、すでに結核に感染している者が多く、発病リスクも高い。また高齢者は発症がわかりにくく、状態が悪化してから発見されることも多いため、治療開始後死亡するものも多い。

・感染症予防対策について、国が定めた抗インフルエンザウイルス薬の行政備蓄方針に従い、沖縄県において抗インフルエンザウイルス薬を購入する必要がある。

・予防接種の任意接種となっている、2ワクチン(おたふくかぜ、ロタウイルス)は広く接種することで発病や重症化を防ぐことができ、医療費の軽減にもつながることから、予防接種法に基づく定期接種に位置づける必要がある。

・B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化された。

・子宮頸がんワクチンについては、副反応被害者の国の追跡調査結果が公表されたが、定期接種の勧奨差し控えは継続された。今後は従来の臨床的な観点に加え、疫学的な観点からの研究も実施するとしている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・結核対策として、これまでの地域DOTSに加え、メールの自動配信システムを活用した地域DOTSや薬局DOTSを推進していく。また、患者の発生があった日本語学校について、定期健康診断の必要性や結核対策について、周知を行うとともに、日本語教育機関結核健康診断補助金交付事業に日本語学校を対象機関に取り入れる。
- ・高齢者の結核感染については、患者を早期発見し、早期の治療へ結びつけ重症化を防ぐため、施設職員や医療機関への結核に関する知識の普及を図るための研修会や会議を各保健所にて1回以上開催するとともに、高齢者の定期健診の受診を促進するよう、市町村に対し働きかける。
- ・感染症対策について、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬備蓄用購入、感染症指定医療機関等の運営費補助及び医療機器等の整備を行うとともに、感染症発生時は速やかに患者情報等を収集・解析し、感染症情報センター等で公開するとともに、集団発生事例については、マスコミ等を通して県民へ情報提供し感染拡大防止を図る。
- ・エイズ対策において検査普及のための広報活動は、6月「HIV検査普及週間」、12月「世界エイズデー」だけでなく、一年を通して、定期的にマスコミ等を活用し啓発活動を実施していく。また、個別施策層については、那覇市保健所、各保健所及びNGO等と協力し、広報活動、HIV検査の普及啓発活動を行う。
- ・予防接種については、市町村従事者研修会等を実施し、引き続き市町村への指導・助言及び国が配布する資料等の配布により普及啓発を行う。
- ・任意接種2ワクチン(おたふくかぜ・ロタウイルス)については、広く接種することで発病や重症化を防ぐことができるため、定期接種化について、国に対して引き続き働きかけていく。
- ・子宮頸がんワクチンについては、国の動向等を踏まえ対応していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	③難病対策の推進	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	難病特別対策推進事業 (保健医療部地域医療課)	19,343	順調	○難病相談支援センターにおいて、難病患者及び家族等に対する相談や就労支援を行った(相談実施件数1,200件)。また、特定医療費(指定難病)の新法制定に関する周知を行った。病状悪化等による緊急時に難病医療コーディネーターが入院先を確保し、安心した療養生活と必要な医療の確保に寄与した。(1)
2	小児慢性特定疾病医療費助成制度 (保健医療部地域保健課)	589,998	順調	○小児慢性特定疾患の患者家庭の医療費の負担を軽減するため、小児慢性特定疾患の患者の医療費の一部または全額を補助した。(2)
3	難病医療費等対策事業 (保健医療部地域保健課)	1,961,781	順調	○「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行(平成27年1月1日)に伴い、制度の円滑な実施に向け、患者等に対し引き続き周知を行った。医療費については、指定難病審査会で認定された患者に対し医療費自己負担分の全額または一部について助成を行った(医療受給者数10,496件、医療費助成額1,863,302千円)。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

No.	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
指定難病(特定疾患)医療受給者数	8,371件 (25年)	8,722件 (26年)	9,814件 (27年)	↗	943,460件 (27年)
沖縄県難病医療拠点・協力病院数	21カ所 (25年)	22カ所 (26年)	24カ所 (27年)	↗	1,615カ所 (24年)
乳児死亡率(出生数千対)	1.7 (25年)	2.9 (26年)	2.0 (27年)	→	1.9 (27年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・ 難病特別対策推進事業においては、難病相談の実施を保健所、難病支援センター、難病医療コーディネーターが連携し対応を行っている。平成26年度に支援センターの相談員が1名増員され細かな相談体制が図られつつあるが、相談内容の複雑化や困難事例の増加に対応するため、各関係機関における相談員や難病医療コーディネーター、難病相談支援者の専門的な知識の習得が求められる。また、在宅療養支援者の介護負担を軽減するための入院先確保等が課題となっている離島へき地においては、地域の医療機関に対し支援を求めていく必要がある。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度について、小児慢性特定疾病の診査後、受給者証の発行に時間がかかり医療機関や申請者の負担がかかっているため、保健所を通し受給者証の早期発行の要望が寄せられている。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・ 難病医療費助成については、平成27年7月医療費助成の対象となる指定難病が拡大され、110疾病から306疾病となった。また、自己負担割合の見直し(3割⇒上限2割等)、指定難病の診断を行う「難病指定医」や治療を行う「指定医療機関」制度の導入など大幅に変更されたため、医療機関や患者への周知を更に図る必要がある。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度は、平成29年4月より新たに対象疾病が追加される予定である。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・ 難病相談の実施については、難病医療連絡協議会や各保健所圏域で開催される関係者連絡会議等で療養者および支援者の状況把握と情報共有を行い、より適切な支援が展開されるよう体制の連携強化を図るとともに、医療機関等の相談員を含め支援関係者を対象とした専門的な知識習得のための講演会や研修会等を開催する。また、療養患者・家族会等の患者団体との連携を図り、充実した相談対応と、支援体制の周知を図る。さらに、離島へき地の入院先確保については、地域の医療機関へ事業の理解と協力について働きかけを継続して行い、入院先の拡大に努める。
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成診査にかかる保留案件は翌月にも再度照会する。それでも提出がない場合は不承認として通知し、長期保留状態の申請者の発生を防ぐ。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	④自殺対策の強化	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○沖縄県の自殺者は、平成10年以降、300人を超える高止まりの深刻な状況が続いており、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
1	自殺対策強化事業 (保健医療部地域保健課)	39,892	順調	<p>○県、25市町村、1民間団体が地域自殺対策交付金を活用し、地域の実情を踏まえ、悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげるゲートキーパー養成研修等の人材養成、相談支援、普及啓発等を実施した。また、救急医療スタッフが、多量服薬を含めた自殺未遂者に対応するために必要な医学的知識、接遇法、外来フォローへのつなぎ方などを取得する自殺未遂者ケア研修を行った他、50代男性への働きかけとしては、多重債務等の総合相談会、その他、ゲートキーパー養成研修等を実施した。なお、交付金を活用していない市町村においても、自主財源を用いて自殺対策に取り組んでいる。(1)</p>
2	自殺予防事業 (保健医療部地域保健課)	440	順調	<p>○地区医師会の委員を含めた研修企画委員会を設置し、研修内容の充実、開催日時の改善を図った。また、内科医等のかかりつけ医に対し、うつ、自殺、アルコールの関連と対応についての研修を実施した。研修受講者数は118人とどまったが、医師以外のコメディカルの参加もあり、職種の垣根を越えた関心の広がりがあった。自殺対策の取り組みは一定の効果が図られており、進捗状況は順調とした。(2)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自殺死亡率(人口10万人当たり)(人口動態統計)	25.5 (22年)	20.5 (27年)	22.0	5.0	18.5 (27年)
1	状況説明	沖縄県の人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成27年に20.7まで減少し、目標値の22.0を達成した。引き続き自殺対策に取り組み、死亡率の低下を図っていく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
自殺者数に占める50代の人の割合(警察庁統計)	26.6 (25年)	23.9 (26年)	21.4 (27年)	→	16.4 (26年)
20歳未満の自殺者数(警察庁統計)	1人 (25年)	3人 (26年)	6人 (27年)	—	554人 (27年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・自殺の原因は、男女ともに健康問題が大きな割合(男性35%、女性50%)を占めている。また、沖縄県は全国に比較し、自殺者数のうち自殺未遂歴がある者の割合が高い傾向にある。
- ・平成26年度に実施した自殺対策に関する県民の意識調査から、50代男性のストレスの解消方法として「飲酒」が多いことや、若年者は自殺に対し好ましくない考え方をしている人が多いことがわかった。
- ・日本精神神経学会の日常臨床における自殺予防の手引きによると、自殺者数の9割程度は何らかの精神疾患にかかっていると推定され、うつ病、アルコール使用障害、統合失調症が背景にあり、自殺者のうち18.8%のみが精神科・心療内科を受診していたと報告されている。
- ・平成24年度の一般心療科医への調査によると、一般心療科でうつ病の患者の診察を実施した割合が72%となっており、診察の際に困ったこととして、うつ病の判断、精神科治療の必要性の判断、薬物の選択・用法の判断があげられている。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・地域自殺対策強化交付金においては、相談、人材養成、普及啓発等の基幹的な事業に加え、昨年度に引き続き、自殺未遂者支援及び若年層向け自殺対策などが、特に必要性の高いものとされた。
- ・自殺対策基本法が改正され(平成28年4月施行)、都道府県だけではなく、市町村においても自殺対策計画の策定が求められるようになる他、こころの健康について新たに規程が設けられるとともに、教育、啓発その他児童・生徒のこころの健康の実施について学校が明確に位置付けられるようになる。
- ・平成24年度以降は、県も全国と同様に自殺者数が減少している。自殺対策強化事業の実施による一定の効果が現れていると考える。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・自殺対策強化事業について、50代男性への働きかけや若年層を対象とする効果的な事業の検討・実施に取り組む。
- ・自殺企図の可能性が高い自殺未遂者や健康問題を抱える方を適切な対応・治療につなげるため、救急医療機関と精神科施設等との連携等、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携の下、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組む。
- ・自殺対策強化事業では、専門職にかかわらず多くの住民が互いに、身近な相談者となり、地域・職域等において、重層的な自殺対策の推進を図るため、ゲートキーパー養成研修講師派遣事業を引き続き実施する。
- ・自殺予防事業について、かかりつけ医等のニーズに応じて、実際にかかりつけ医が診療で困っている若年者の摂食障害、うつ、自殺企図者への対応等について引き続き事業を継続する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑤薬物乱用防止対策の推進	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○本県の薬物事犯者数は、減少傾向にあるものの、過去5年間の平均で毎年約150名が検挙されている。覚せい剤事犯については、再犯率が高く、再乱用防止対策が求められているが、本県においては、利用者の経済的な負担や女性利用者を受け入れ可能な施設が無い等の問題がある。			
関係部等	保健医療部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	麻薬等対策事業 (保健医療部衛生薬務課)	5,755	順調	○九州厚生局沖縄麻薬取締支所や沖縄県警、教育機関、医療機関、民間団体等と連携した薬物乱用防止の普及啓発活動として学校、地域等における薬物乱用防止講習会(38回)、地域等における街頭キャンペーン(12回)、薬物乱用防止指導員等の研修会(12回)、薬物乱用者を対象とした薬物乱用防止教室(40回)を開催し、中・高校生や大学等の若年層及び地域住民への普及啓発を図った。(1)
2	薬物乱用防止教育 (教育庁保健体育課)	207	順調	○薬物乱用防止教育を推進する保健主事等への研修会を開催し(1回)、資質向上を図った。また、各公立学校(小中高)において警察官・薬剤師等による薬物乱用防止教室を開催し(1回)、生徒への飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止の啓発を行った。また、保健体育や関連教科においても横断的な取組の推進を図った。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
児童生徒の年間薬物事犯検挙数	0名 (26年)	1名 (27年)	2名 (28年)	↘	1.4名 (22年)
児童生徒の飲酒の補導状況	611名 (26年)	575名 (27年)	369名 (28年)	↗	—
児童生徒の喫煙の補導状況	4,395名 (26年)	3,111名 (27年)	2,492名 (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>・薬物乱用防止の広報啓発の一端を担う薬物乱用防止指導員については、講習会の講師をできる指導員が不足しているため、その講師育成を引き続き行う必要がある。また沖縄県薬物再乱用防止教室の取り組みが薬物乱用からの回復支援に一定の効果を発揮しているが、医療機関や相談機関、薬物依存症リハビリ施設等との連携強化を引き続き図る必要がある。</p> <p>・飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止教育の取組については、毎年繰り返し抑止力になっていることをへ理解してもらい、行事事態がマンネリ化しないように、継続させていく必要がある。</p>
--

IV 外部環境の分析 (Check)

・平成25年10月の法改正により危険ドラッグの規制が強化されたこと等により、県内の危険ドラッグ販売店舗は平成26年12月には0店舗となったが、大麻、覚醒剤等の薬物事犯者数は増加傾向にある。

・薬物依存の女性が利用できるリハビリ施設が平成28年4月に開設された。また、認知行動療法を用いた薬物依存症治療を行う施設も増加している。

・高校生による大麻所持事件を受け、社会的にも反響のある今だからこそ、社会全体の問題として青少年の健全育成という立場から他団体や関係機関との連携を図っていく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・薬物再乱用防止教室の取組をより効果的に推進するため、医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との会議や研修会等を通して、薬物再乱用防止対策について連携を強化する。また、多様化する薬物乱用問題に対応するため、専門的な研修等を行い、薬物乱用防止指導員等の資質向上に努める。

・薬物乱用防止教室の実施状況調査を踏まえ、開催できなかった理由と改善策について指導助言を行う。また、年度途中で開催予定等の予備調査を行った結果、改善が見られたことから今後も継続して開催状況等の予備調査(中間調査)を行う。さらに、指導者の資質向上を図れるような研修会内容の改善と、本県の健康に関する課題(喫煙に関わるCOPD閉塞性肺疾患での死因)等が盛り込まれている「次世代の健康づくり小学校用副読本」を活用した授業実践(体育保健領域での学習)の推進を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進	実施計画掲載頁	127頁	
対応する主な課題	○例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。 ○亜熱帯に位置する本県の海には、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒を持つ生物が多種生息し、これらによる刺咬症事故が発生している。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○ハブ咬症対策				
1	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業 (保健医療部衛生薬務課)	38,869	順調	○ヒト抗毒素研究の科学的分析結果およびヒト抗毒素のハブ毒に対する効果に関する論文の作成に向けて取り組むとともに、共同研究機関との今後の開発の可能性等について協議を行った。(1)
2	危険外来種咬症対策モデル事業 (保健医療部衛生薬務課)	9,902	順調	○平成27年度に引き続き危険外来ハブ類の効果的な駆除法検証を行うため、基礎生態調査とモデル地区4地区(名護市大北、為又、喜瀬、本部町伊豆味)に絞り込んだ上で駆除実験を行った。また、危険外来種の防除手法の確立に向けたデータ蓄積等を行い、現時点での駆除マニュアルを作成した。(2)
3	抗毒素配備事業 (保健医療部衛生薬務課)	2,661	順調	○関係機関等と協力し、ハブの危険性やハブ咬症に関して広く県民に周知を図るとともに、ハブ咬症時の治療薬であるウマ抗毒素を県内の32医療機関に配備し治療体制を確保した。ハブ咬症による死亡者数は、平成12年以降、0人を維持している。(3)
○ハブクラゲ等海洋危険生物対策				
4	危険生物対策 (保健医療部衛生薬務課)	554	順調	○学校関係者や海水浴場管理者等の関係者を対象とした危険生物対策講習会の実施、海洋危険生物のポスター1,100部、小冊子等20,000部の配布、ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルの周知を行った。これらの取組により、侵入防止ネット設置率は平成26年度74.1%から平成27年度75.4%と向上している。(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	ハブ咬症者数	96人 (21年)	56人 (28年)	86人以下	40人	—
1	状況説明	ハブ咬症者数は平成28年度56人と平成28年目標値86人以下を達成しているが、依然として50名を超える被害が発生している。この減少傾向を維持あるいは促進させるためには、年々拡大傾向にある危険外来ハブ類の生息域や生息密度の増加を抑える必要があることから、駆除モデル実験の継続及び駆除効果を検証することにより、より効果的な駆除マニュアルを完成させる。				

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (22年)	145人 (28年)	82人以下	△54人	—
2 状況説明	ハブクラゲ刺症被害者数は、医療関係者、ビーチスタッフ等から提供される事故調査票を基に集計しており、広報啓発活動により関係機関からの報告が周知されたことで、刺症被害者の報告数が増えていると考えられる。なお、ポスターの配布等広報啓発を図っているが、依然として多くの被害が発生していることから、侵入防止ネット未設置ビーチに対する設置促進、設置済ビーチへのネット破損個所の補修を促すとともに、引き続き広報啓発に努め、H28目標値である82人以下の達成へ向け取組んだ。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
ハブ咬症者数	54人 (26年)	67人 (27年)	56人 (28年)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

○ハブ咬症対策
 ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業では、今後の医薬品開発の可能性、効率性、知的財産権の取扱等について共同研究機関と話し合い、鹿児島県奄美地方のハブ咬症への対応や、ヒト抗毒素の効果をどこまで求めるかなど、課題を整理する必要がある。
 ・危険外来種咬症対策モデル事業については、効率よく外来ハブの駆除効果を検証するため、市町村、区等の関係機関及び県民から実験区内における外来ハブ類の捕獲や目的情報等を収集し、駆除効果検証の指標として利用する必要がある。
 ・抗毒素配備事業については、ハブ抗毒素の単価は2年に一度(次は平成30年度に改定予定)改定される。また、消費税増税等により価格が上昇した際には、配備計画の見直し等弾力的な運用を図る取り組みが必要である。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・ハブクラゲ刺症被害者は関係機関から提供される事故調査票(協力依頼)を基に算出している。協力依頼が周知されることに伴い、これまで協力を得られていなかった関係機関から事故調査票の提供を受けるようになった。

IV 外部環境の分析 (Check)

○ハブ咬症対策
 ・危険外来種咬症対策モデル事業について、外来生物防除手法は物理的手法(捕獲)が一般的であるが、近年では化学的手法等の開発研究も盛んになってきていることから、他の外来生物防除研究の情報収集を継続して行い、必要に応じ駆除手法の改良や変更を検討する必要がある。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・ハブクラゲ侵入防止ネットの設置率は平成27年度75.4%と増加傾向にあるが、未だ十分な対応がされていないビーチ(管理者不在、侵入防止ネット未設置)では刺症被害が多いことから、更なる広報啓発が必要である。また、未成年者の刺症被害が多いことから小・中・高校生向けに効果的な広報活動を行う必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○ハブ咬症対策
 ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業については、学術論文による抗ハブ毒ヒト抗毒素研究の公表に取り組むとともに、実用化に向け共同研究機関と協議を行い、課題の解決に向け取り組む。
 ・危険外来種咬症対策モデル事業については、市町村役場や実験区の公民館からの捕獲や目撃情報収集に努め、効果的な防除方法の確立に向け取り組む。また、新たに危険外来種咬症根絶モデル事業を立ちあげ、実験地区を1地区(名護市喜瀬～恩納村名嘉真地区)に絞り、同モデル地区内にさらに重点地区を設置し、効率的に駆除効果を向上させる。そこで得られたデータに基づく新たな防除方法の検討や、外来種防除やヘビ類研究に関連する学会等で発表された先進的事例を参考にし、取組を推進する。
 ・抗毒素配備については、継続して抗毒素を購入・配備することにより、ハブ咬症時における安全な治療体制を確保することができる。そのため、価格が上昇した際には関係機関との調整を早急に行い、配備計画の見直し等弾力的な運用を図る。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・海洋危険生物対策については、県民及び観光客に対し侵入防止ネット設置区域内での遊泳や刺された場合の応急処置等をポスターやリーフレット配布により周知する。また、侵入防止ネット未設置ビーチへ侵入防止ネットの設置呼びかけを行うとともに、ハブ・ハブクラゲ等、危険生物対策講習会を引き続き実施していくことで、関係者への意識啓発を行う。さらに、未成年者の刺症被害を未然に防ぐため、教育機関(小・中・高校)との連携を密にし広報活動を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑦動物愛護の推進	実施計画掲載頁	127頁	
対応する主な課題	○広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	動物適正飼養普及啓発事業 (環境部自然保護課)	13,521	順調
		○沖縄県動物愛護管理推進計画に基づき、負傷動物の收容や飼えなくなった犬猫の引取りのほか、收容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動に取り組むとともに、「捨て犬、捨て猫防止キャンペーン」や「動物愛護の集い」等のイベントを開催し、捨て犬・捨て猫の防止や動物愛護精神の普及及び狂犬病対策に係る啓発活動を行った。(1)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
犬・猫の收容頭数の推移(狂犬病予防法による犬の捕獲頭数を含む)	5,905頭 (25年)	5,330頭 (26年)	4,392頭 (27年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

・動物の引き取り施設(動物愛護管理センター)には約225頭の收容限界がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

・動物愛護についての考え方が多様化してきており、ノラネコに対して駆除を望む人や全頭保護を望む人がいるなど、感情的な対立を生みやすくなっている。 ・殺処分ゼロを求める社会的要請が近年高まっている。また、幼少・若年の世代への猫の適正飼養の普及啓発を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・学校訪問時や、動物医愛護管理センターでの児童等の受け入れ時を利用して、犬猫の適正飼養の啓発を行う。
--